

つながろう！ひろげよう！

みんなで作る地域学校協働活動

地域学校協働活動 ハンドブック

実践編



～子どもたちの学びや成長を支える～

令和4年度
青森県教育委員会

はじめに

少子高齢化やグローバル化・情報化の進展等に伴う激しい社会環境の変化の中、子どもたちを取り巻く問題は複雑化・困難化し、社会総掛かりで対応することが求められており、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための仕組みが必要不可欠となってきました。

国においては、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進しており、地域と学校の連携・協働をより一層進めていくことが重要としております。

このような中、県教育委員会では、令和2年度から3年間「学校を核とした地域づくり推進事業」を実施し、県内4市町村にモデルを設定して、様々な形態の地域学校協働本部の整備を促進したほか、市町村教育委員会職員、学校教職員、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会等を実施し、地域学校協働本部の整備や地域学校協働活動への理解促進を図ってきたところです。

本ハンドブックは、平成30年度に作成した『今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動～地域学校協働活動ハンドブック～』をベースに、上記事業の成果等を盛り込みながら、実践編として作成するもので、市町村教育委員会が地域の実情に応じた地域学校協働本部の整備を推進する上で参考となるように、モデル市町村等の本部整備までの取組について掲載しております。また、前回のハンドブックに掲載した学校のその後の様子についても掲載しており、活動を継続してきたからこそ得られた成果や課題も示しております。

本ハンドブックが市町村や学校等において広く活用されることで、県域において地域学校協働活動が一層充実し、本県の未来を担う人財である子どもたちの健やかな成長へつながることを期待しています。

結びに、本ハンドブック作成に御尽力いただいた学校と地域の連携・協働事例ハンドブック作成委員会委員の皆様をはじめ、快く資料提供等に御協力くださいました関係市町村教育委員会及び小・中学校関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年1月

青森県教育庁

生涯学習課長 渡部 泰雄

本書の活用の仕方

【市町村教育委員会担当者】

地域学校協働活動の内容や地域学校協働本部の実態は、それぞれの自治体や地域の実情に応じて様々な形があります。

本書は、地域学校協働本部が未整備の市町村において、その実情に応じた地域学校協働本部の整備を推進する上で、参考となるように作成しています。また、すでに地域学校協働本部を整備している市町村にとっても、他の市町村の活動状況を知ることは、自分の市町村の地域学校協働活動の活性化に向けて、大きなヒントとなります。

地域学校協働活動の推進・充実を図りたい市町村では、「2 本書に掲載の地域学校協働本部の特徴」から自分の市町村と実態の近い箇所を探した上で「3 地域学校協働活動の実践事例」を参照する等、地域学校協働本部の整備推進や地域学校協働活動の活性化につなげていただくと幸いです。

また、地域学校協働本部を新規に整備したり、既存の地域学校協働本部をバージョンアップさせたりする上では、「4 参考資料・様式集」も活用できます。

【地域学校協働活動推進員】

地域学校協働活動推進員には、コーディネーターとして、「地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案」、「学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整」等の役割が期待されています。

本書には、地域学校協働活動推進員の活動事例や企画・調整の実際等を多数掲載しています。ぜひ、他の市町村や学校での活動をヒントにし、地域での活動を一層充実させていただけると幸いです。

【学校関係者】

学校においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

地域学校協働活動は、まさに学校と地域が対等な立場で連携・協働して行う活動であり、本書には、地域学校協働活動の事例やその成果・課題、教職員や地域学校協働活動推進員の声等を多数掲載しています。本書に掲載の地域学校協働活動の実践事例を参照し、各学校において活動の充実につなげていただくと幸いです。

目 次

はじめに
本書の活用の仕方

1 地域学校協働活動について	4
(1) 地域学校協働活動が求められる背景	4
(2) 地域学校協働活動とは?	4
(3) 地域学校協働本部とは?	5
(4) 地域学校協働活動推進員とは?	6
(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動	7
2 本書に掲載の地域学校協働本部の特徴	9
3 地域学校協働活動の実践事例	10
(1) モデル4市町村における実践事例	12
①むつ市	12
②黒石市	16
③鶴田町	20
④風間浦村	24
(2) 近年本部を整備した自治体における事例	28
①平内町	28
②つがる市	30
③十和田市	32
(3) 活動を継続してきた学校のその後	35
①中泊町立小泊小学校	36
②三沢市立古間木小学校	38
③八戸市立柏崎小学校	40
④青森市浦町中学校区地域学校協働本部	42
4 参考資料・様式集	44

1 地域学校協働活動について

(1) 地域学校協働活動が求められる背景

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化の中で子どもを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題は複雑化、多様化しています。また、地域における教育力の低下や家庭の孤立化といった問題もあります。そうした状況の中で、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現することがますます重要になっています。

平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、「地域学校協働活動」を推進すること、そのために、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。

また、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが重要であるとしています。

これを受けて、平成29年3月策定、令和2年度から順次実施されている現行の学習指導要領前文では、「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」としています。

今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、地域学校協働活動を推進するための基盤を整備し、より多くの幅広い地域住民等がこの活動に参画していくことが必要とされています。

(2) 地域学校協働活動とは？

それでは、地域学校協働活動とは一体どのような活動のことなのでしょうか？

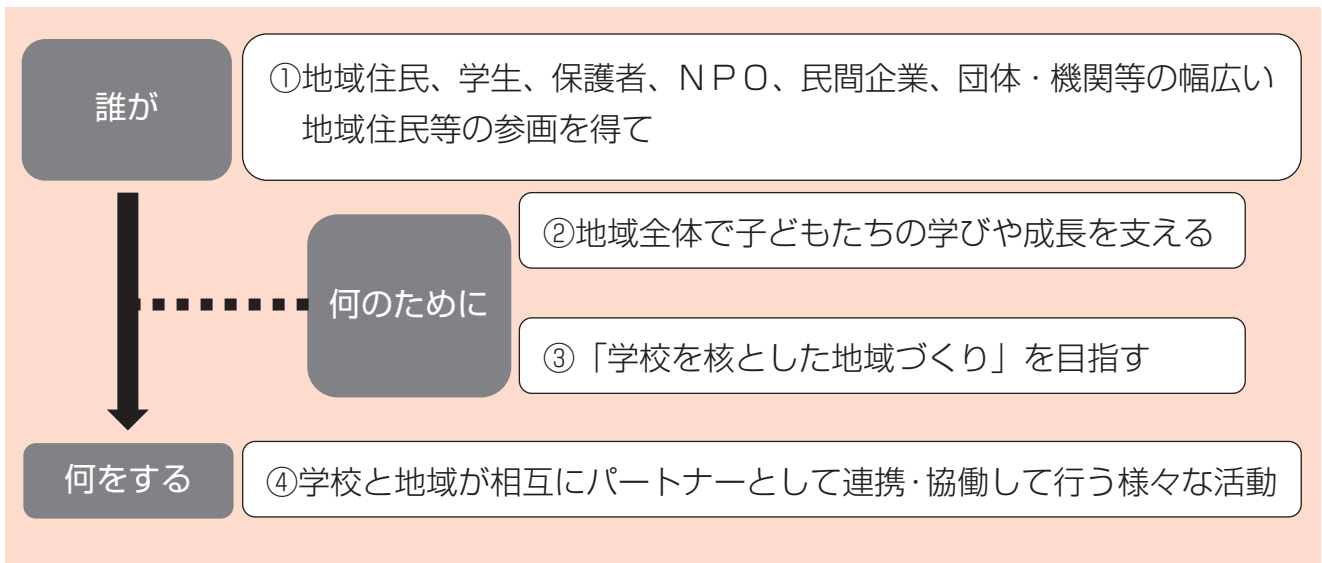
文部科学省では、地域学校協働活動を次のように定義しています。

地域学校協働活動とは、①地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、②地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、③「学校を核とした地域づくり」を目指して、④学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

※引用にあたり、番号を付した。

(「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」<令和2年3月 文部科学省>)

この定義を構成する①～④の部分の相互の関係を整理すると、下のようになります。



つまり、「地域学校協働活動」とは、地域の幅広い方々に関わっていただきながら、学校と地域が対等な立場で連携・協働して行う様々な活動で、その目的は2点あります。

一つは、学校や家庭だけではなく、「地域全体」で子どもたちの学びや成長を支えていくという点、もう一つは、「学校を核とした地域づくり」を目指すという点です。

地域学校協働活動とは、単に学校・家庭・地域が連携することにとどまらず、地域の方々と学校がお互いに対等な関係で、ひざを突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で、つながりを深め、地域の活性化を図っていくことを目指す活動でもあるということです。

(3) 地域学校協働本部とは？

地域学校協働活動を活発にしていくためには、活動に関わる人が変わっても活動を継続できるように、地域と学校が目的を共有するための体制（仕組み）をつくることが重要です。この体制（仕組み）のことを、文部科学省では「地域学校協働本部」と呼び、次のように説明しています。

「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

（「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引き」<平成29年4月 文部科学省>）

地域学校協働本部の整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤として、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、以下の3要素が必須とされています。

- ①コーディネート機能・・・地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整等を担う役割
- ②多様な活動・・・より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ③継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施

なお、地域学校協働活動を推進する体制（地域学校協働本部）は、地域の実態により様々な形態があり得ます。（9ページ参照）

（４）地域学校協働活動推進員とは？

地域学校協働活動の活性化や地域学校協働本部の整備に当たっては、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の確保が必要不可欠です。

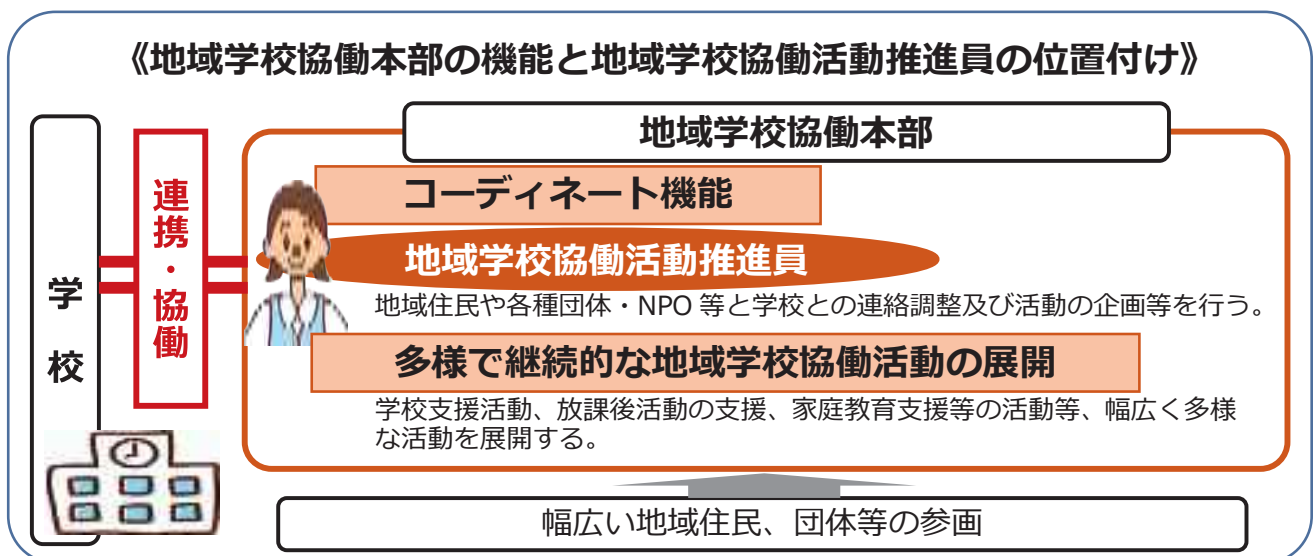
社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できることを定めており、地域と学校をつなぐコーディネーターを地域学校協働活動推進員として委嘱し、その立場や役割を明確にすることが望まれます。

＜社会教育法＞

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

なお、地域学校協働活動推進員の活動場所は、学校の空き教室や職員室、教育委員会事務局内等、学校や地域の実情に応じて様々考えられます。



文部科学省では、地域学校協働活動の全国的な推進のため、自治体における地域学校協働活動の実施に関し、国庫負担1／3の割合で補助しています。地域学校協働活動推進員の活動に係る謝金や自治体実施する研修会等に係る経費が補助の対象となります。

なお、令和4年度の事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること、②地域学校協働活動推進員等を配置することが、国庫補助の要件となっています。

(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

学校と地域が相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが求められており、文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

コミュニティ・スクール・・・学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会・・・法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関

学校運営協議会の主な役割・・・

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれが持つ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

なお、学校運営協議会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されており、その設置は教育委員会の努力義務となっています。また、同条第2項第3号では、地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員とすることが明記されています。

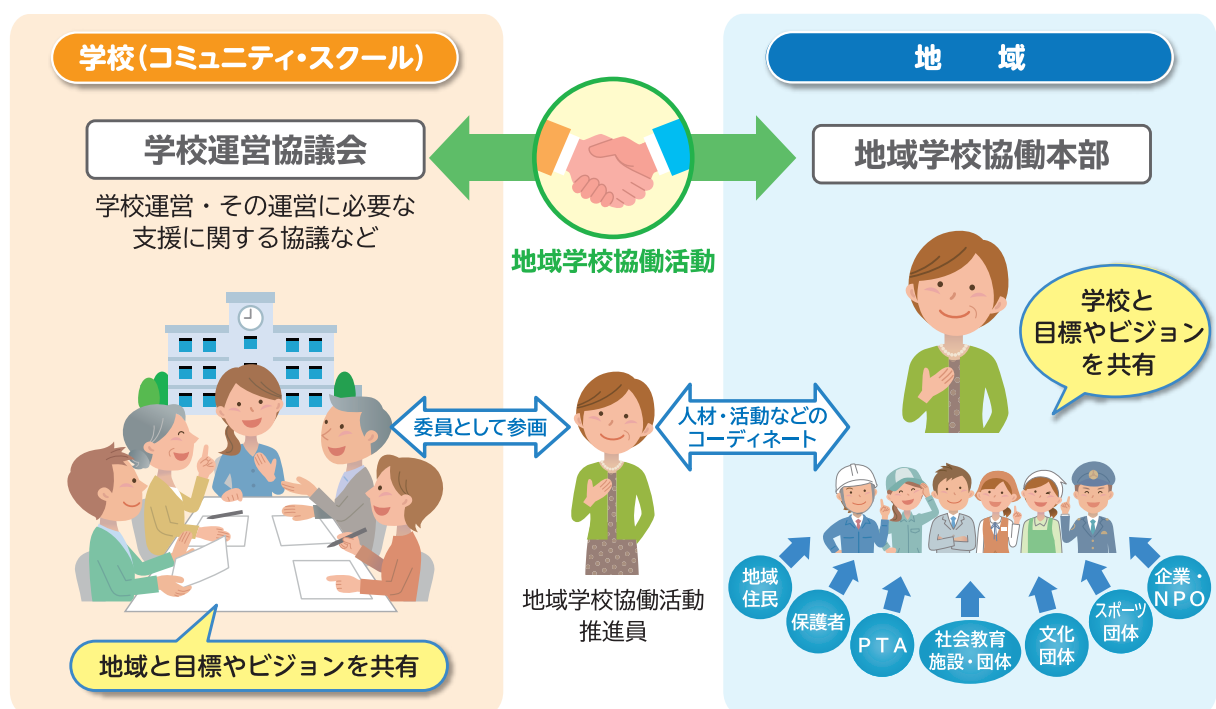
<地方教育行政の組織及び運営に関する法律> (抜粋)

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(以下略)

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。(中略)

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
<令和2年3月 文部科学省>より

地域学校協働本部の在り方(本部の構成員、本部がカバーする学校、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携の仕方等)は、自治体や地域の実態により、様々な形態があります。本書では、「3 地域学校協働活動の実践事例」において、地域学校協働本部の多様なスタイル、また、そで行われている地域学校協働活動の事例について紹介しています。

2 本書に掲載の地域学校協働本部の特徴

前述のとおり、自治体や地域の実態により、地域学校協働本部には様々な特徴があります。ここでは、本書に掲載の地域学校協働本部の特徴についてまとめています。

<地域学校協働本部の特徴>

- ① 学校単位で本部を整備
小学校、中学校等、学校単位で1つの地域学校協働本部を整備する形です。
- ② 中学校区に本部を整備
中学校区で1つの地域学校協働本部とする形です。
- ③ 自治体（教育委員会）に1つの本部を整備
教育委員会に地域学校協働活動推進員等を配置し、市町村内各学校の地域学校協働活動をコーディネートする形です。
- ④ 公民館を活用して地域の自治組織に本部を整備
公民館は社会教育を推進する拠点であり、これまで培われてきた地域住民や関係団体と公民館とのつながりを生かしながら地域学校協働本部を整備する形です。

地域学校協働本部の特徴	むつ市	黒石市	鶴田町	風間浦村	平内町	つがる市	十和田市	(中泊町) 小泊小	(三沢市) 古間木小	(八戸市) 柏崎小	(青森市) 浦町中学校区
	P12	P16	P20	P24	P28	P30	P32	P36	P38	P40	P42
①学校単位で本部を整備		○						○		○	
②中学校区に本部を整備			△	△							○
③自治体（教育委員会）に1つの本部を整備	○		○	○	○	○	○		○		
④公民館を活用して地域の自治組織に本部を整備		○									

△…小学校、中学校各1校を設置する自治体で、必然的に「中学校区に本部を整備」となるもの

なお、むつ市、つがる市、十和田市、小泊小学校、古間木小学校、浦町中学校区では、コミュニティ・スクールを導入しています。

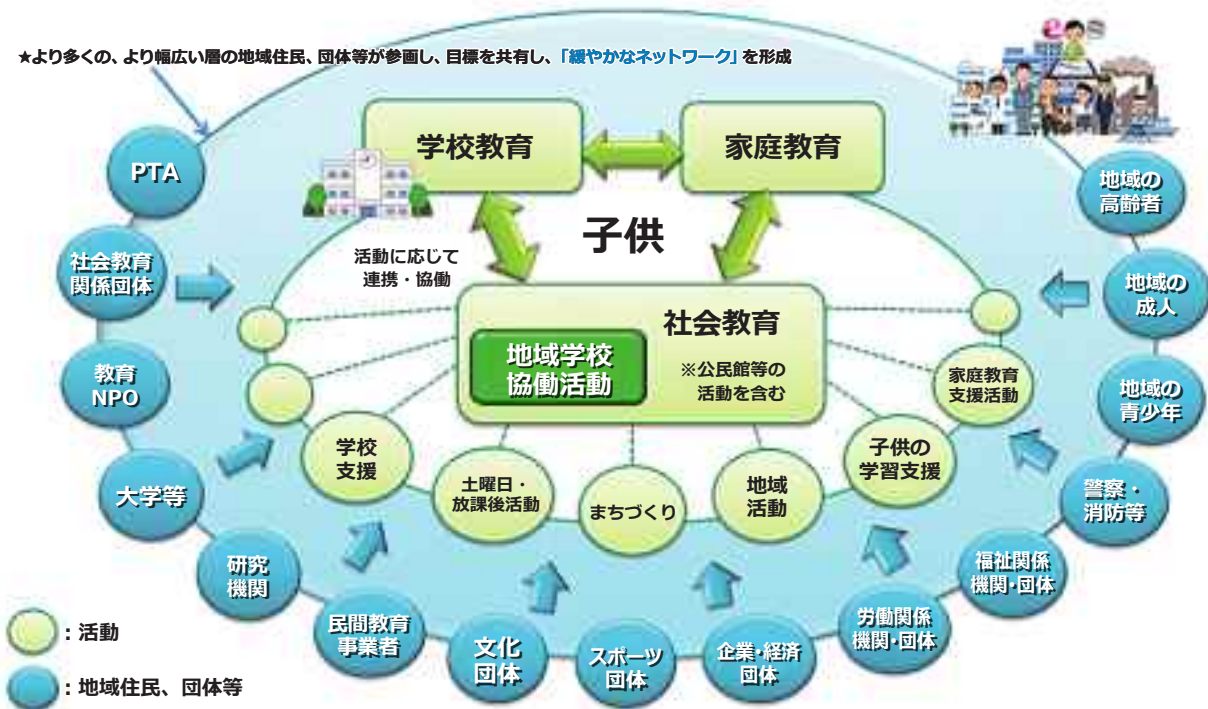
3 地域学校協働活動の実践事例

地域学校協働本部の形態は様々であり、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成していくためには、教育委員会が、その自治体や地域の実情に合わせて地域学校協働本部を整備していくことが重要です。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ◎次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン (参考の手引き)」
 <平成29年4月 文部科学省>より

県内の地域学校協働本部の整備状況を見ますと、公立小・中学校のうち地域学校協働本部を整備している学校は37.3% (H30) から40.3% (R 1)、42.4% (R 2)、49.3% (R 3)、55.2% (R 4) と、上昇傾向にあります。一方で、全国平均の69.2% (R 4) には及んでいない状況です。また、文部科学省では、地域学校協働活動の範囲は主に小学校区を想定していますが、中学校区に本部を整備する、自治体に1つの本部を整備する等、その活動範囲や形態は様々です。

そこで、青森県教育委員会では、地域学校協働本部の普及を図るとともに、地域学校協働活動の理解と更なる啓発を進めることを目的とし、令和2年度からの3年間、重点枠事業「学校を核とした地域づくり推進事業」を実施しました。この取組の1つとして、県内4市町村にモデルを設定して、様々な形態の地域学校協働本部の整備を促進しました。

「(1) モデル4市町村における実践事例」では、本事業におけるモデル市町村の取組について紹介します。(p12～)

「(2) 近年本部を整備した自治体における事例」では、(1)のモデル市町村以外で近年地域学校協働本部を整備した自治体のうち、3市町(平内町、つがる市、十和田市)の事例を紹介します。(p28～)

「(3) 活動を続けてきた学校のその後」では、前回作成のハンドブック(注)で紹介した学校のその後について、事例として紹介します。ここでは、地域学校協働活動を続けてきたからこそ得られた成果・課題等を掲載しています。(p35～)

教育・人づくり分野 生涯学習課			学校を核とした地域づくり推進事業 (R2～R4)		
現状分析と課題		事業の内容 (アウトプット)		事業の目指す姿	
<p>現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3期教育振興基本計画では、2022(R4)年度までに「全小中学校区における地域学校協働活動の推進」が明記されている。 ○地域学校協働本部整備率 本県 49.3% (R3) (参考) 全国 65.1% (R3) ○地域学校協働活動実施上の課題のうち、学校・教職員の理解が不十分と感じている学校の割合 本県 27.6% (R2) 31.6% (R1) 36.4% (H30) (参考) 全国 26.5% (H27) <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域学校協働本部に対する教職員、市町村教育委員会職員及び地域の理解が不足している。 ●市町村が地域の実態に合った地域学校協働本部の設置を進めるにあたり、参考となる具体的な例が必要。 ●市町村教育委員会に対する個別のサポートが不十分である。 		<p>【概要】 地域学校協働本部の設置をこれまで以上に推進するために、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、地域学校協働本部の普及を図るとともに、地域学校協働活動の理解及び更なる啓発を進める。</p> <p>取組1 地域学校協働本部構築モデル事業 (R2, R3) 県内で例がない形態、または事例が限られている形態の地域学校協働本部の整備を促し、これまでの学校支援活動にとどまらず、地域学校協働本部が地域との連携・協働を進めながら、地域課題の解決等に取り組むモデルを設置する(県内4地区)。(R2・3)</p> <p>『地域学校協働本部設置形態』</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティ・スクールを導入している市町村に本部を設置 ②公民館に本部を設置 ③中学校区に本部を設置 <p>『活動例』 地域防災活動、地域環境美化、観光振興、地域人財を活用したキャリア形成支援、健康・福祉、伝統芸能継承、農業体験</p> <p>取組2 地域と学校のコラボレーション研修 (R2, R3) 回数：6回(県内6地区×1回) 内容：地域学校協働活動に係る知識と理解を深めるとともに、地域と学校をつなぐために必要なコーディネートの在り方及び学校・地域双方に求められる役割について学ぶ。 対象：地域学校協働活動推進員、家庭教育支援関係者、放課後子ども教室支援員、NPO関係者、県立学校及び小中学校教職員、市町村教育委員会職員 ※より多くの関係者が受講するため、希望者には講義をオンラインで配信する。</p> <p>取組3 地域との連携を担う教職員研修 (R3, R4) 回数：6回(県内6地区×1回) ※R2は中止 内容：地域との連携・協働の必要性や地域連携を担う教員としての校内での役割、留意点について研修を行う。 対象：地域連携担当教職員(県立学校及び小中学校教職員)、市町村教育委員会職員 ※より多くの関係者が受講するため、希望者には講義をオンラインで配信する。</p> <p>取組4 学校と地域の連携・協働事例ハンドブック作成 (R4) 地域学校協働本部モデルの活動状況等をまとめたハンドブックを作成し、関係各所へ配付する。</p> <p>取組5 本部未設置市町村に対する設置サポート事業 (R3, R4) 取組1：地域学校協働本部未設置市町村を対象に、本部設置に向けた地区ごとの会議を通年でオンライン会議システムにより実施する。先進市町村等からのアドバイスを行い、本部設置に向けた準備をサポートする。(R3・4) 取組2：学校を核とした地域づくり推進カンファレンスを開催する。モデル地区の取組について課題や成果などの事例紹介や情報交換を行い、未設置や設置後間もない市町村の本部設置等を進める。(R4後半)</p>		<p>事業のアウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内の地域学校協働本部整備率の上昇。 (R2 42.4% → R4 50.0%) ○地域学校協働活動実施上の課題のうち、学校・教職員の理解が不十分と感じている学校の割合の低下。 (R2 27.6% → R4 24.0%) <p>最終アウトカム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域全体で未来を担う子どもたちの成長を組織的・継続的に支える仕組みが形成。 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが地域の良さを再発見し、地域に愛着を持つことで、将来の定住・人口減少の歯止めにつながる。 	

「学校を核とした地域づくり推進事業」(令和2～4年度)説明図

(注) 青森県教育委員会では、市町村教育委員会関係者、教職員、地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動に関わる方々の参考になるよう、その推進に向けた体制(仕組み)づくりや地域学校協働活動推進員の仕事に関するノウハウやコツを紹介する『今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動～地域学校協働活動ハンドブック～』を平成30年度に発行しました。

(1) モデル4市町村における実践事例

① むつ市	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	むつ市基本データ 人口 約54.1千人(令和4年11月1日現在) 小学校12校 中学校9校 推進員2名
-------	-------------------------	------------------------------------------------------------------

1 本部整備の背景

全国的な少子高齢化の進行に伴い、地域の次世代人材の不足が懸念される本市においては、地域活動が徐々に衰退し、子どもたちと大人との交流機会も減少する一方だった。

また、学校では、地域ボランティアを活用した授業を展開するにあたり、学校と地域ボランティアとの時間が合わずなかなか打ち合わせができない、保護者への協力を要請しても賛同者が少なく活動実施に至らない等の事例もあり、それらの調整を担う先生が相談するための窓口もなかったため、地域と学校を結ぶコーディネーターがうまく機能しなかった。

これらに対し、地域、学校いずれの立場からも課題を解決し、活動の活性化や更なる発展を実現するため、令和3年4月1日付けでむつ市地域学校協働本部設置要綱を制定し、同年6月にむつ市地域学校協働本部運営委員会を立ち上げた。

2 本部整備までの経緯（プロセス）

時期	内 容
R2.1 ～ 3	学校、地域で抱える課題の洗い出し ・学校に対して「これまで地域住民や地域団体、社会教育関連団体等が関わってきたボランティアや支援はどのようなものがあったのか」、「どんな支援を必要としているのか」の聞き取り調査を実施。 ・実際にボランティアや支援をしたことがある方々に対して「ボランティアや支援を実施するにあたって困難と思うこと」等の聞き取り調査を実施。
R2.4	課題解決のための検討 ・「どこに力を入れれば課題を解決することができるか」、「既存の取組のうち、継続・活用できるものは何か」の検討を実施
R3.3 ～ 6	むつ市地域学校協働本部の立ち上げ ・本部を立ち上げるにあたり、本部設置要綱の制定や運営委員会の整備を行った。本部設置要綱については、むつ市教育委員会に諮った上で制定した。 ・運営委員会については、既存の「放課後子どもプラン運営委員会」の体制がそのまま活用できると見込まれたことから、同委員会の委員に説明した上で、「むつ市地域学校協働本部運営委員会」へとスライドさせた。

R3.4～	活動周知 ・ 関連部署や学校に向けて「地域学校協働活動」について理解が得られるよう、直接学校を訪問して活動内容を説明した。また、校長会等の場で地域学校協働活動について紹介する等の取組を進めた。
	人員確保と活動開始 ・ 推進員、支援員等の委嘱にあたっては、教育活動の経験がある者、過去に教育活動サポーターを務めたことがある者という条件で選定し、委嘱した。その後、ある程度人員等の目処がついた学校を対象として、地域学校協働本部としての活動をスタート。

3 組織の様子

むつ市地域学校協働本部：こどもの学び応援隊

- 子ども達の現状を把握し、青少年の健全育成及び地域づくりを促進するための、社会教育プログラムの企画・立案・実施
- 地域の資源である「人材（住民）」を把握・発掘し、学校教育との連携強化を図る
- 学校・地域・家庭・行政の一体化で情報を共有し、社会教育の更なる向上を目指す

地域住民・家庭・PTA

社会教育関係団体

社会福祉協議会

ボランティア団体

地域コーディネーター

放課後児童クラブ

小学校・中学校

むつ市教育委員会

むつ市子どもみらい部



4 実際の協働活動の様子

・地域講座「なるほどカフェ」

地域学校協働活動推進員や各支援員、サポーター、地域学校協働本部に関連する団体や地域住民を対象に、関係団体が相互に連携し、地域の課題について横断的に情報共有できるとともに、日々変化していく環境の中での子どもとの関わり方について学ぶことをねらいとして、地域講座を実施している。

このうち、「認知症サポーター養成講座」では、むつ市福祉部高齢者福祉課、むつ市地域包括支援センターの協力を得て、少子高齢化に伴う高齢者対策、特に認知症についての理解を深め、日頃の声かけや見守りについての知識を得ることを目的として開催した。地域からは、社会教育関連団体4団体と地域住民5名が参加した。今後も継続して情報交換の場を設けて欲しいとの要望が上がっている。

地域講座は、年度内計4回の開催を予定している。



地域講座「なるほどカフェ」



認知症サポーター養成講座の様子

5 関係者の声

(1) 推進員から

「地域学校協働活動を通して、地域の子どもたちと関わりを持てるようになった」、「学校以外の地域行事や地域活動にも顔を出してくれる親子が出てきた」等、活動を通して地域が動き出している様子がうかがえる。また、推進員自身の意識も変わり、「自己研鑽をするという目的を持つようになった」という声も聞こえている。

(2) 教職員から

「地域学校協働本部があることによって地域の情報がわかりやすくなり、地域の情勢にも目を向けやすくなった」、「校長会等でもっと幅広く本部の活動を広めて欲しい」等の声があがっている。また、学校ボランティアの情報提供や実際の派遣調整を本部が担うことで、「準備や打ち合わせ等の時間が短縮され、まさに働き方改革につながっていると実感している」という意見もある。

(3) 地域住民から

「やはり学校は地域のシンボルだと思う」、「学校が地域と連携して取組を進めていることから、学校の行事や様子に関心を持つようになり、自分も参加できるかもしれないという前向きな気持ちになった」という声が聞こえている。また、単純に「子どもたちとあいさつができるようになった」という喜びの声、「子どもが生き生きするため、今後もこのような事業、活動は継続して実施して欲しい」という声もあがっている。

6 成果と課題

- 【成果】・協働活動を継続することで地域の活動も活発になる様子が見られる。
- ・地域の横のつながりが持てるようになった。
 - ・学校からのボランティア要望等に応えていくことで、教員の働き方改革に寄与できる。
- 【課題】・どうしてもボランティアに参加する顔ぶれが同じになりがちなので、市内全域に活動を広めるための工夫が必要である。
- ・推進員等の人選や人材の確保が難しい。

地域学校協働活動担当者からのメッセージ

当市では、推進員等の人材が揃っていた一部の地域、学校を中心に地域学校協働本部事業を展開しているところですが、その人材の確保は活動を展開していく上で最も重要な課題だと感じます。

また、本部をどこに置くか、運営委員会の委員の人選をどうするか、どこに協力を仰いで、どういった活動を展開していくのか、活動は学校現場の現状や教育的背景と齟齬がないか等、本部の活動ビジョンを定めるために多くの課題を整理する必要があります。

これらの課題はそれぞれの地域の事情によって異なり、一概に「こうすれば良い」という正解はありませんが、本書に掲載している様々な事例は、課題解決に向けて大きな参考になるものと考えています。

【問合せ先：むつ市教育委員会生涯学習課 ☎0175-22-1111】



② 黒石市	学校単位で本部を整備	黒石市基本データ 人口 約31.6千人(令和4年10月末現在) 小学校4校 中学校2校
	公民館を活用して地域の自治組織に本部を整備	

1 本部整備の背景

黒石市は10地区で構成されており、これまで各地区において1小学校区・1公民館・1コミュニティエリアを振興してきた。

しかし、少子化の影響により黒石市も小・中学校の適正配置（統廃合）に踏み切ることとなったため、これまで学校・地域・家庭・公民館が連携して取り組んできた地域づくりの歴史が大きく変わってしまうのではないかと懸念が生じた。

特に、最大で4コミュニティエリアが1小学校区という構成となるため、これまで1小学校区に対し、1地区協議会（地域の自治組織）及び1公民館が主体となり、学校と連携して取り組んできた活動の見直しが必要となった。

黒石市では、これまでどおり市内10地区の構成を維持する方針は変えず、学校と地区協議会が合同で開催してきた運動会、文化祭、雪まつり及び地区子ども会等、子どもたちを対象とした地区事業の継続や、登校の見守り（声かけ）運動、通学路の除雪、祭り期間の夜間巡回といった学校外活動への支援を継続させていくため、特に複数の地区が関係してくる小学校区においては、地区間でのすり合わせや連携及び情報共有がより一層不可欠となることから、当該小学校区を中心とした地区間のネットワーク構築も重要であると考え、学校・地区・公民館・行政の関係者が一緒になって取り組む必要があった。

そのような中で、法改正により「地域学校協働活動」の整備を進めることとなり、これまでの経緯を踏まえながら、問題解決に取り組み始めたものである。

2 本部整備までの経緯（プロセス）

年度	内 容
平成28年度 ～ 平成30年度	<p>◆学校関係者、地区協議会役員、地区子ども会育成連合会員、公民館長・地区センター所長及び職員等を対象に、研修会を開催（参加者は50～70名程度） 演題：「今後の学校適正配置に伴う学校と地域の連携とは」（H28） 「地域で子ども達の成長を支える地域学校協働活動とは」（H29） 「黒石市における地域学校協働活動への取り組み」（H30）</p> <hr/> <p>学校適正配置により、今後の学校と地区との関係性の変化、連携体制の再構築の必要性等を啓発した。また、関係者が地域学校協働活動の重要性や仕組みを学ぶ機会を提供し、黒石市における地域学校協働活動に取り組む必要性について共通理解を図った。</p>

令和元年度	<p>◆地域学校協働活動推進事業としての取組（方針説明） 演題：「黒石市における地域学校協働活動への取り組み2」 内容：大学講師による講演およびワークショップ</p> <p>市教育委員会で考えた黒石版地域学校協働活動の方針案を基に、令和2年度の学校適正配置完了を見据え、新しい小学校区ごとにワークショップ形式で「どのような活動を行えばよいか」「本部設置はどこがよいか」「どのような団体から構成員を選出すればよいか」の3点について意見を出し合った。</p> <p>参加者の中には、きっかけがあれば何かしら学校に協力したいと常々思っている方がいることが分かった。</p> <p>一方で、当該活動に対してイメージできなかつたり、学校も地区もさらに忙しくなるのではないかと難色を示すところがあったりと、本部設置を含め様々な問題をクリアする必要が出てきた。</p>
令和2年度	<p>◆地域学校協働活動推進事業としての取組（共通理解） 演題：「黒石市における地域学校協働活動への取り組み3」 内容：大学講師による講演会</p> <p>前年度に引き続き、ワークショップ形式で開催した。</p> <p>黒石版地域学校協働活動の方針案を基に、本部等の設置に向け前向きな意見が出されたほか、既に本部設置や今後の取組について意見交換を行う地区も出た。</p> <p>令和3年度中に黒石版地域学校協働活動に係る方針を決定し、関係する規則・要綱等を定め、その前段で学校および地区関係者に説明会を行い、本部等の設置と活動スタートを目指す。</p>
令和3年度	<p>◆地域学校協働活動推進事業としての取組（実施説明） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</p> <p>黒石版地域学校協働活動（方針案）の仕組みを理解し、先立って活動に移した小学校区では、月1回のペースで公民館職員が学校に伺い、雑談の中で「学校が地区に協力をお願いしたいこと」「地区が学校に協力をお願いしたいこと」を話し合い、公民館職員が学校と地区の橋渡し役を担う形を取っている。</p> <p>・黒石東小学校「東カフェ」 ・黒石小学校「みつぼしカフェ」 この雑談から、実際に活動に移した取組もあった。</p>
令和4年度	<p>◆地域学校協働活動推進事業としての取組（実施説明） 規則等を策定している段階であり、完了し次第、説明会を開催する。 引き続き、カフェおよび活動継続中</p>

3 組織の様子

現在検討中（今後、本部を整備予定）である。

4 実際の協働活動の様子

本部整備に先行して行われている取組を紹介する。

・朝の見守り除雪活動（黒石東小学校区）

地区防犯部が登校時の見守り（声かけ）と通学路の除排雪を実施



朝の見守り除雪活動

・古紙リサイクル活動（黒石東小学校区）

学校に古紙リサイクルボックスを設置し、回収して得た利益をPTA収入とし、学校で必要な物を購入したり、PTA活動資金として活用したりする。子どもたちには、リサイクルを身近で学ぶ機会となっている。



古紙リサイクルボックス

・運動会テント設置支援（黒石小学校区）

児童の熱中症予防対策として、学校で保有するテント数が足りないため、地区のテントを借用した。学校のテントを含め、搬入出および設置・解体は全て地区で行い、教員の負担軽減を図った。



テント設置をして行われた運動会

・黒石よされ踊り指導支援（黒石小学校区）

市主催の黒石よされは各地区で参加しており、児童によされ踊りを指導し、各児童が暮らす地区に参加するよう促している。黒石よされ踊りに触れ、踊りを学ぶと共に、歴史・文化の継承に繋げている。



黒石よされ踊りの指導

・スクールバス待合所設置活動（六郷小学校）

閉校になった小学校の物置を、スクールバスを待つ児童達の雨・雪よけに活用しようとPTAで設置した。



スクールバス待合所の設置

・東カフェ（黒石東小学校区）

東小学校区内の4施設の公民館職員が小学校に出向き、校長先生・教頭先生・児童民生委員等・社会教育課職員と共に雑談した様子。校長先生手作りのスイーツとコーヒーをいただきながら、情報交換を行っている。

また、教頭先生が随時、活動の様子を小学校のブログに掲載し、情報発信を行っている。



「東カフェ」の様子

地域学校協働活動担当者からのメッセージ

黒石市では、地域の自治組織である「地区協議会」が地区活動の中心を担っている仕組みが昭和36年から徐々に確立され、今日に至っています。

「地区が学校に協力する」「学校が地区に応える」という関係性が地区住民や学校関係者に定着しているため、地域学校協働活動として説明したところ、「これまでと何が違うのか」「更に何か新しいことを始めなければならないのか」といった意見が多く、当該活動をスタートさせる意味を理解してもらうことに苦労しました。

小学校が閉校となった地区では、子どもたちを対象とした地区行事の開催チラシを配布したり参加を促したりする協力体制を失ったことで、行事の存続を危惧していました。また、学校側では、登校時の見守りや通学路の除排雪等、これまで当たり前のように地区が支援してくれた体制を失うことを危惧していました。

しかしながら、これまでも公民館職員が学校と地域の橋渡し役として機能してきたこと、また、現在の公民館職員同士が連携し、そこに社会教育課職員も加わりながら学校と地区の関係性を再構築するために努力してきたことで、これからの方向性と新たな可能性が見えてきたように感じています。

市教育委員会としては、可能な限りこれまでの歴史や学校と地区の関係性を継続させるように規則制定や方針を合わせていくこと、また、学校や地区においては、お互いに無理をして新しいことを企画・実施するのではなく、「出来ることはやる」「出来ないことはやらない」という、無理のないスタンスで取り組むことが活動を継続させていくために必要なことだと考えています。

学校と地区が互いに、「出来ること」と「出来ないこと」、「学校の現状」と「地区の現状」を理解し合うためには、話し合う機会を設けて意見を交わすことが必要であり、地域学校協働活動担当者には、学校と地区のことを把握しておくことが求められます。

【問合せ先：黒石市教育委員会社会教育課 ☎0172-52-2111】

③ 鶴田町	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	鶴田町基本データ 人口 約12.0千人(令和4年10月末現在) 小学校1校 中学校1校 推進員1名
--------------	-------------------------	----------------------------------------------------------------

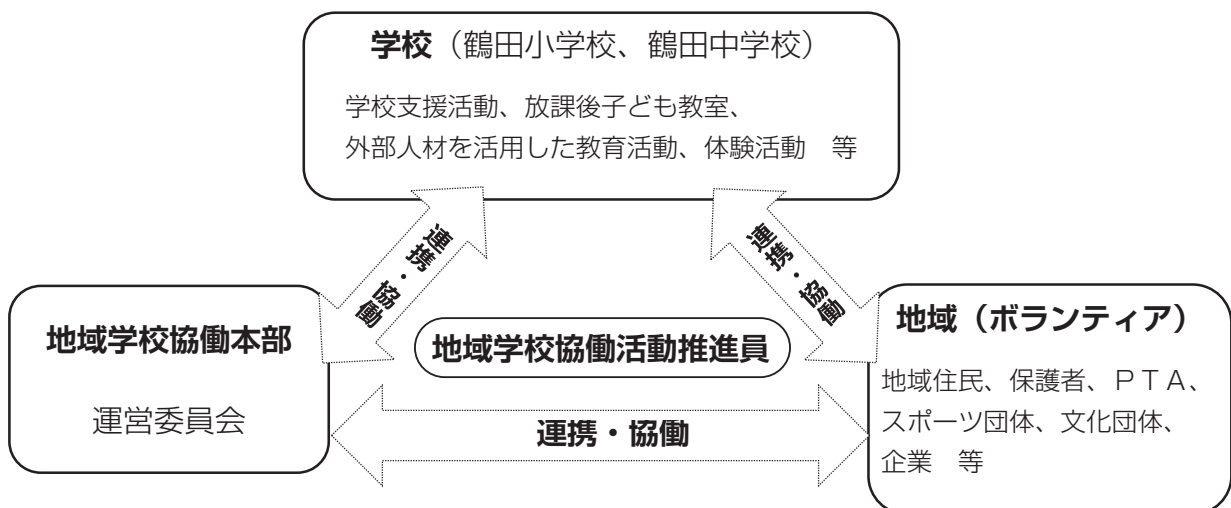
1 本部整備の背景

地域学校協働本部を整備するとともに推進員を配置することにより、地域と学校が一体となって連携・協働し、積極的に子どもの教育に携わることができ、子どもたちの豊かな学びや体験活動の充実が図られると考えた。また、地域住民が教育活動へ参画することで、地域と学校とが相互理解を深め、学校を核とした人づくり・地域づくりを推進することができる。

2 本部整備までの経緯（プロセス）

時期	内 容
R2.2	鶴田町地域学校協働活動推進員設置要綱 策定（同年4月1日施行）
R2.3	鶴田町地域学校協働活動推進員 任用決定 長年に渡り小・中学校のPTA活動をリードし、学校評議員も務めた経験があり、学校教育に対する理解と学校に対する保護者や地域の協力体制の在り方にも精通している方を任用した。同氏は、放課後児童クラブ指導員として地域の子どもの実態を知り、直接子どもたちに触れる機会も多く、学校の教育活動と地域の環境や人材を結びつけ、コーディネートするには最適と考えた。
R2.4～	推進員を中心とした地域学校協働活動がスタート ボランティアの募集は推進員が行い、初めはPTA会員時代の友人らに声をかけて実施していた。2年目以降はボランティアに自筆の手紙で再度の呼びかけをする等して仲間意識を育てている。（本書「4 参考資料・様式集（P44～）」を参照）
R3.2	鶴田町地域学校協働本部設置要綱 策定
R3.3	鶴田町地域学校協働本部 整備

3 組織の様子



4 実際の協働活動の様子

・総合的な学習の時間

鶴田小学校では、野菜栽培、りんご栽培等、年間を通して班ごとに学習活動を行っており、どの班も地域の方が講師となって児童の指導にあたっている。

野菜栽培では、自分たちが植えたジャガイモの状態を観察し、草取りや土よせの作業をした。講師の指導の下、草取りは手で、土よせはくわを使って作業し、ジャガイモの花の色や形の違いや、アブラムシの観察もすることができた。

りんご栽培では、春には花の観察、夏には葉とり等を行い、秋にはいよいよ収穫を迎える。児童はりんごを落とさないように両手でしっかりと持ち、赤く実ったたくさんのりんごを収穫することができた。

地域学校協働活動推進員が活動をしっかりとコーディネートすることで、児童の学びの深まりだけではなく、地域づくりにもつながる活動となっている。



ジャガイモの土よせ



りんごの収穫

・学校図書館の図書整備

地域学校協働活動推進員がボランティアに呼びかけて、学校図書館の図書のラベルやバーコード貼り、傷んだ本の修繕を行った。参加者は、コロナ禍の中ではあるが、「学校のため、地域の子どものため」という思いで集まってくれた。

本来であれば世間話等おしゃべりをしながら楽しくやりたいところではあるが、コロナ禍のため「会話禁止」というルールのもと、集まったボランティアの皆さんは黙々と作業に励んだ。



図書の修繕

5 関係者の声

(1) 推進員から

50名程の職員室に常駐しての勤務は、毎日緊張の連続でした。しかし、コロナ禍の慌ただしさや不安の中、先生方に手伝えることはないか尋ねて回り、夢中で業務を進めました。次第に自然とコミュニケーションがとれ、教室のニーズをつかめるようになりました。

活動の主軸は、「総合的な学習の時間」での体験活動です。活動を厳選し、地域の方々に講師を打診したところ、皆さん快く引き受けてくださいました。地域に根づく鶴田町ならではの心強い人財の方々と出会うことができ、「鶴田町の子どもたちのため」その一念からの献身的な活動ぶりに、私自身も大いに励まされています。

また、地域の方には授業補助（裁縫、ミシン等）や学校図書館ボランティアにも参加いただいています。いつものメンバーが新しい方を誘ってくださり、ボランティアの輪が広がっています。地域の方の学校に対する思いが伝わって嬉しくなり、学校と地域をつなぐ業務にやりがいを感じています。

(2) 教職員から

総合的な学習の時間年間指導計画に基づく体験活動のスケジュールづくり、その後の連絡調整も推進員さんを中心に行っています。おかげで、私たちは学習活動への指導・支援に集中して力を注ぐことができ、豊かな体験活動を実現できました。

家庭科で裁縫を扱う学習では、玉留め等の技法を一人一人に実際に伝えるよい手立てはないか学年で相談していたところ、推進員さんから、ボランティア募集を提案していただきました。翌月には、ボランティアの方々にお手伝いいただき、玉留めを児童全員が習得することができました。

(3) 地域住民から

統合した新しい学校に入ってみたいという興味もあり、ボランティアに申し込みました。学校にお手伝いをしに行った際には、子どもたちが元気よく笑顔であいさつをしてくれて、私たちの方が元気をもらっています。学校に行くのが楽しみです。

保護者ではない私が学校に行くことなんてもうないだろうと思っていましたが、推進員からのお誘いで、少しでも学校や地域のためになればと思い、ボランティアを引き受けました。校長先生はじめ先生方もやさしく迎えてくださり、とても居心地がよく、これからも活動を続けていきたいです。



6 成果と課題

- 【成果】・地域の方々が講師となって教育活動へ参画することで、地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現できた。
- ・当町では小学校が一つに統合となったが、学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になった。
- 【課題】・現在は小学校を拠点とし、小学校を対象に活動している。今後は中学校でも展開したいと考えているが、推進員の人選に苦労している。
- ・当町では地域学校協働活動と併せてコミュニティ・スクールの整備も進めており、地域住民や保護者、教職員の理解を得られるような取組を目指す。

地域学校協働活動担当者からのメッセージ

役場職員には異動がつきものです。初めて「地域学校協働活動」という言葉を聞く方は意味も分からなく不安なことと思いますが、当たり前顔をしてやっている周りの職員も実は何も分からないままスタートしていたりします。幸い、私は令和2年度に教育委員会に異動になる前にも在籍していたことやPTA活動をやっていたことから、先生方とは抵抗なくコミュニケーションをとることができ、協働本部の整備に役立ちました。

分からなければ聞けばいいんです。きっと誰かが教えてくれます。私も県の社会教育主事や先進の市町村職員にたくさん聞きました。「〇〇市がすごい！」と聞けばすぐに問い合わせで先進地視察研修と称してお願いし、勉強に行きました。おかげで何とか本部を立ち上げることができているのです。

地域住民や子どもたち、先生や推進員が笑顔で生き生きと輝けば輝くほど、我々担当者も輝けます。私はそう信じてこの仕事をしています。皆さん、一緒に頑張りましょう。

【問合せ先：鶴田町教育委員会社会教育班 ☎0173-22-2111】

④ 風間浦村	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	風間浦村基本データ 人口 約1.7千人(令和4年10月末現在) 小学校1校 中学校1校 推進員1名
--------	-------------------------	----------------------------------------------------------------

1 本部を整備した背景

風間浦村では、従前から、中学生による函館市での職場体験、「同志社中学体験入学」や「同志社大学留学生との交流」を行う等、充実した体験学習を実施してきた。小学校では、田植えや稲刈り、イカ刺し体験、鮎やヤマメの放流体験等、地域の協力を得ながら「ふるさと学習」を実施していた。さらに、小中合同での運動会や、中学校教諭が小学校で授業を行う等、小中連携も盛んに行われていた。PTAの存在も大きく、地域全体で子どもたちの成長を支えている状況であった。

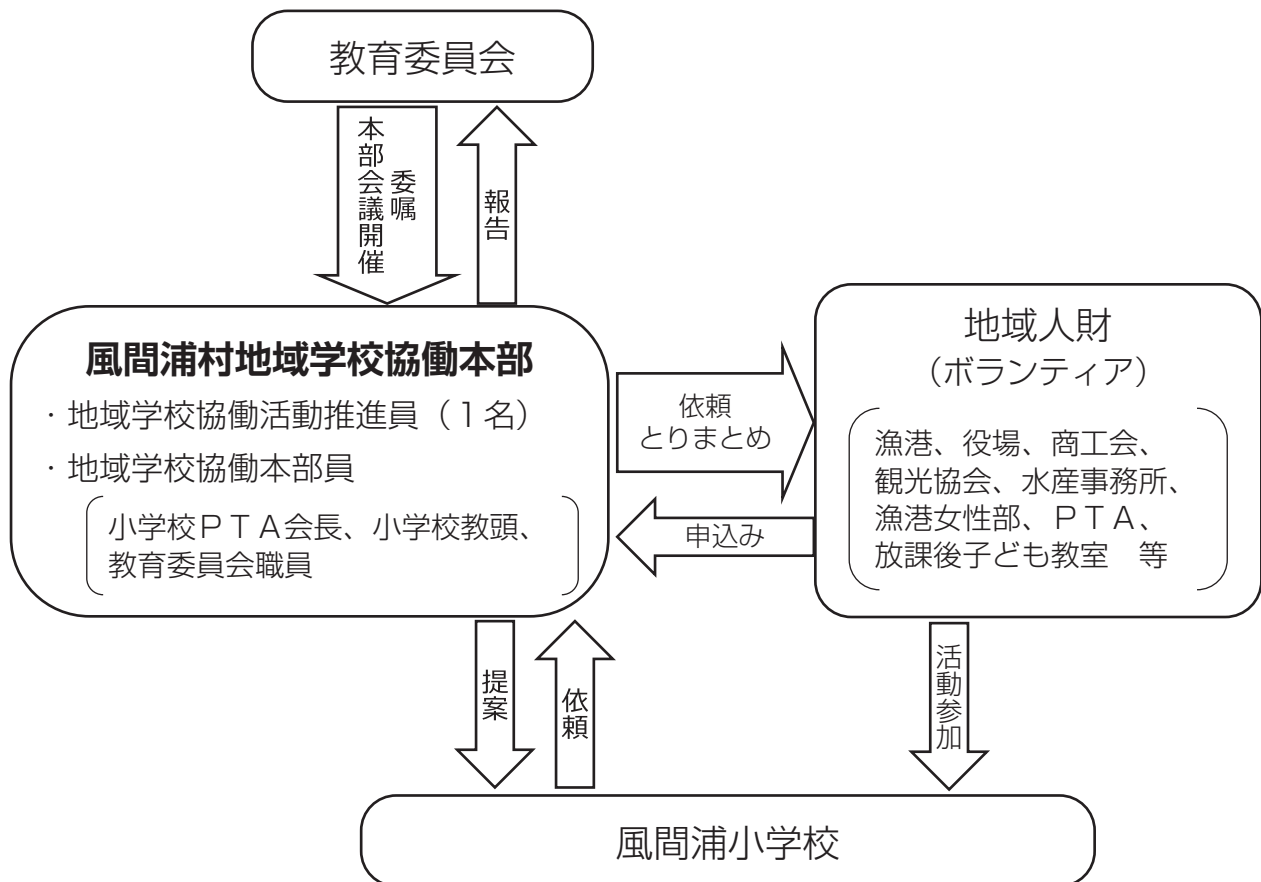
このような中、「これからの子どもたちのために、村としても地域学校協働活動に対する経験の積み重ねが必要である。県の助言を得ながら『地域学校協働本部』の立ち上げを目指したい。」との教育長の意向があり、地域学校協働本部の整備に動き出すこととした。

2 本部整備までの経緯（プロセス）

時期	内 容
R2.4	地域学校協働本部の整備に向けての検討 ・ 県生涯学習課から、地域学校協働活動の必要性、地域学校協働本部を整備するメリット等について説明を受ける。 ・ 教育委員会事務局内で検討の上、地域学校協働本部の整備に向けて動き出すこととした。
R2.6	地域学校協働本部の整備に向けての打合せ ・ 県生涯学習課から、地域学校協働本部の立ち上げまでのプロセスについて、アドバイスを受ける。 【本部整備までの検討事項】 村内小・中学校への事業説明（地域連携担当教員の依頼） 地域学校協働本部の構成（設置場所、推進員の人選） 地域学校協働本部設置要綱等の作成 地域学校協働本部立ち上げに向けた会議（第1回運営委員会）
R2.7～	風間浦村地域学校協働本部設置要綱（案）、地域学校協働活動推進員設置要領（案）の作成 ・ 主に鶴田町の資料を参考にして作成した。

R3.1	<p>県生涯学習課との打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部設置要綱（案）及び地域学校協働活動推進員設置要領（案）の確認 ・コミュニティ・スクール導入のメリット等について
R3.3	<p>風間浦村地域学校協働本部会議開催</p> <p>【協議事項】 地域学校協働本部協働本部設置について コミュニティ・スクールについて</p> <p>風間浦村地域学校協働本部設置要綱制定</p> <p>風間浦村地域学校協働活動推進員に係る設置要綱制定</p> <p>地域学校協働活動推進員任用決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において社会的信望があり、地域学校協働活動の推薦に熱意と識見を有している方に委嘱した。 <p>風間浦村地域学校協働活動がスタート</p>

3 組織の様子



4 実際の協働活動の様子

・移動科学教室（風間浦小学校）

風間浦小学校、教育委員会、地域学校協働本部、むつ科学技術館等の協力を得ながら、風間浦小学校体育館にて、移動科学教室を実施した。小学生17名、地域住民3名が参加。当日はドライアイスに関する実験を行ったほか、ストロー飛行機を工作した。コロナ禍での事業であり、感染症対策を取りながらであったが、参加した児童からは好評を博した。



ストロー飛行機工作

5 関係者の声

(1) 推進員から

地域学校協働本部が整備されたことにより、地域住民と学校との間の連携が、よりスムーズになりました。

(2) 教職員から

子どもたちが地域の人を介して様々な地域行事・学校行事に触れることで、体験する場が十分に確保され、地域への理解や関心が深まってきていると感じます。

6 成果と課題

【成果】・平成28年4月の小学校統合により、それまでの3小学校から1小学校となった。統合後の風間浦小学校では、統合前の各小学校で地域と協働しながら実施してきた取組を継続して実施している。地域の方々が講師となり、教育活動に積極的に参加することによって、地域の力を生かしながら教育活動を充実させることができている。

【課題】・新型コロナウイルスの感染拡大による行事の中止や規模縮小により、地域住民が学校での教育活動に参加できる機会が減少している。このような中、感染防止対策等を工夫しながら、いかに地域学校協働活動を充実させていくかが課題である。

・地域学校協働活動と併せて、当村ではコミュニティ・スクールの導入に向けて準備を進めている。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域住民や保護者、教職員の理解を得ながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めることも課題となっている。

地域学校協働活動担当者からのメッセージ

現在、風間浦村で地域学校協働活動を担当している私は、令和3年4月に、異動により教育委員会配属となりました。これは、当村に地域学校協働本部が整備されて間もなくのことでした。初めて「地域学校協働活動」の言葉を聞いたときは、意味も内容も分からず、不安ばかりでした。

ある日、県生涯学習課担当者との会話で、「昨日のニュースで風間浦村の〇〇という行事が報道されていましたね。あれはまさに地域学校協働活動ですよ。」と聞きました。このとき、自分は「地域学校協働活動」を大きく捉えすぎていたことに気づきました。また、地元で育った私が、小・中学校時代当たり前のように体験してきた活動は、村の様々な方が関わり成り立っていたことにも気づかされ、これからの子どもたちの成長に欠かせない大切な活動だと理解しました。

地域学校協働本部未整備の市町村の皆さん。「地域学校協働活動」というと、その言葉の響きから、何か特別なものを指すような気がするかもしれません。しかし、決して取りかかりづらいものではありません。所管の学校や地域で、きっと既に地域学校協働活動は行われています。教育委員会としても、ぜひ地域と学校とのつながりをバックアップしていきましょう。

【問合せ先：風間浦村教育委員会教育課 ☎0175-35-2210】



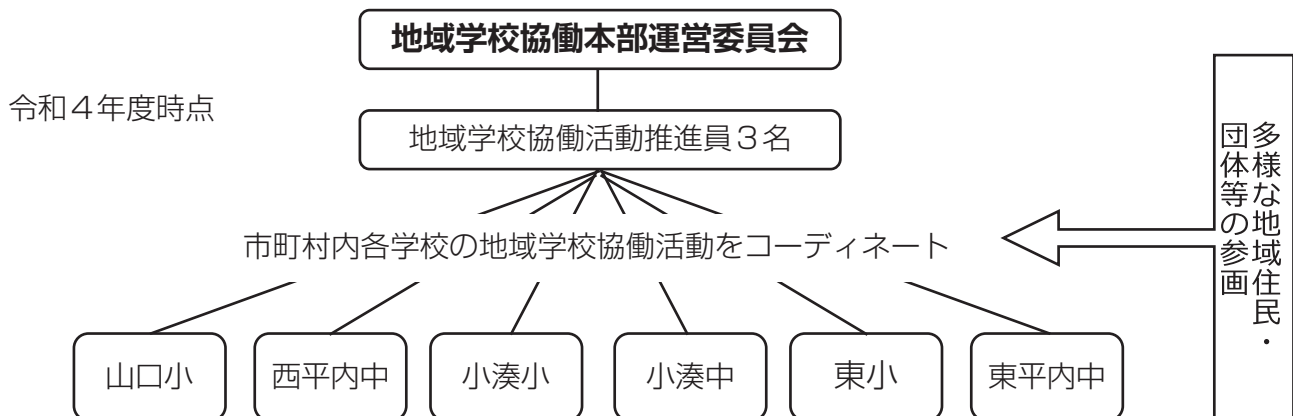
(2) 近年本部を整備した自治体における事例

① 平内町	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	平内町基本データ 人口 約10.2千人(令和4年11月1日現在) 小学校3校 中学校3校 推進員3名
-------	-------------------------	----------------------------------------------------------

1 本部整備までの経緯（プロセス）

時期	内容	詳細
R2.4	平内町地域学校協働活動推進員設置要綱制定	
R2.7	平内町地域学校協働本部設置要綱制定	主に鶴田町を参考にして作成した。
R2.10	推進員候補者・学校へ説明	推進員候補者、小・中学校の校長・教頭へ事業説明を実施。メリット、スケジュール、学校へ求めること等について説明した。
R2.12	地域学校協働活動推進員委嘱・勤務条件変更	4月から放課後子ども教室の推進員として雇用・委嘱している2名について、勤務内容に地域学校協働活動に関わるものを追加した。また、会計年度任用職員として新たに1名雇用し、推進員として委嘱した。
R3.6	各種マニュアルVer1確定	以下を確定し、関係者へ配布した。 ・平内町地域学校協働活動マニュアル（町・推進員用） ・平内町地域学校協働活動マニュアル（学校用） ・平内町地域学校協働活動のごあんない（ボランティア用） ・平内町地域学校協働活動様式集

2 組織の様子



3 実際の協働活動の様子

・販売体験学習（東平内中学校 1 学年）

商工会（授業での質疑応答）、地域団体・もつけ衆（当日のお手伝い）、地元企業（商品提供）、ほたて広場（商品・会場提供、保健所の対応）の協力を得ながら、ホタテ関連商品の販売体験を2度実施した。生徒が主体となり、商品選定・仕入れ・販売等を行い、当日は平内町のPRも併せて実施した。保護者だけではなく、町内の一般住民・町外の観光客も多く訪れ、来店者から好評を博した。

生徒からは、「自分たちで一から作り上げた経験は初めてだったので楽しかった」、「会計や宣伝の重要性に気づいた」等、充実していた様子だった。1回目の販売体験後、対策を練って2回目にも臨む等、工夫する姿も見られた。



ホタテの焼き方指導



ホタテ焼き器の洗浄



ホタテ販売

・下校時見守り（東小学校 1 学年）

毎週水曜日、1年生だけが早い下校となるため、地域住民に協力を仰ぎ、下校時の見守りを実施。最初は1名にお願いしていたが、徐々に口コミで広がり、現在は3～4名ほどで通学路を分担して見守りを行っている。急に都合がつかなくなった方が出た場合は、参加者同士で調整し、スムーズに推進員から学校へ連絡している。



清水川駅前にて下校時見守り

4 成果と課題

地域住民による活動後アンケートには「楽しかった」「充実していた」等の声が多く、地域住民の生きがいにつながっていると考えられる。推進員からは、「まちづくりに貢献できる」「子どもたちが生き生きとしているのが、目の前で感じられる」「子どもたちと一緒に活動するのにやりがいがある」「学校の声を生で聞ける」「ボランティアに喜んでもらえると、エネルギーをもらえる」等の声があがっている。地域学校協働活動を推進することにより、地域と学校とのつながりが強まり、地域の活性化が見込まれる。

一方、ボランティアを募集するのに苦労することもあり、今後の課題の一つと考えられる。

【問合せ先：平内町教育委員会生涯学習課 ☎017-755-2565】

② つがる市	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	つがる市基本データ 人口 約30.3千人(令和4年10月末現在) 小学校7校 中学校5校 推進員12名
---------------	-------------------------	------------------------------------------------------------------

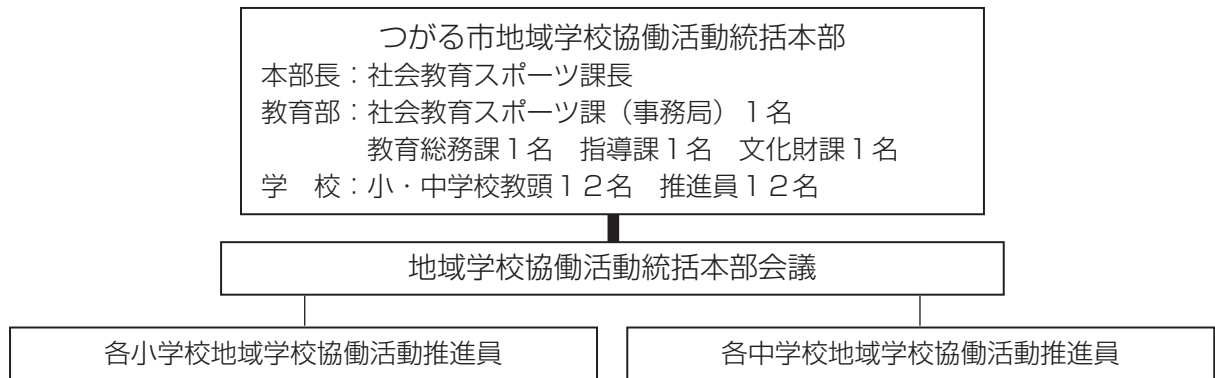
1 本部整備までの経緯（プロセス）

令和元年に策定した「今後のつがる市の教育の方向性」で、令和4年度から、英語教育・国際理解教育を一貫して進める「グローバル科」、「つがる市型郷土学」、「キャリア教育」を3本柱にした「つがる市型小中一貫教育」を行うことが定められた。このことから、令和3年度に小学校7校、中学校5校に推進員を1名ずつ配置し、活動をスタートさせた。

時期	取組	内容・留意事項等
R1.10	市総合教育会議で「今後のつがる市の教育の方向性」策定	地域学校協働活動を令和3年度より導入することを決定
R2.4	保護者向け広報資料「つがる市型コミュニティ・スクールについて」を配付	第1回参観日で配布し、学校より概要を説明
R2.6	第1回地域学校協働活動準備会議開催	地域学校協働活動推進員候補者（学校推薦）と教頭を対象に活動内容についての研修を実施
R2.10	第2回地域学校協働活動準備会議開催	推進員の勤務内容・予算等、具体的な内容を提示
R3.2	第3回地域学校協働活動準備会議開催	令和3年度から活動するための手順・書類等についての説明を実施
R3.3	つがる市型地域学校協働活動ハンドブック作成	活動事例や活動上の留意点、書類等の様式集を掲載した冊子作成
R3.4	第1回地域学校協働活動統括本部会議開催	組織づくりと活動内容の確認、小・中学校の情報交換を実施
R3.4	保護者向け広報資料「つがる市型地域学校協働活動について」を配付	第1回参観日で配布し、学校より概要を説明
R4.2	「教育委員会だより」で活動成果を広報	各校の地域学校協働活動の状況を市民に紹介

推進員は各校からの推薦により委嘱している。学区の状況に精通し、学校についても理解が深い人物で、現役の保護者や以前PTAの役員をしていた方、社会教育に精通した方、教員を退職した方等、多様である。ボランティア募集については、各校の推進員が独自にチラシを作成し周知するほか、地域の方に直接依頼している。また、統括本部では、木造高校作成の「つがる市の魅力人材データ」を「つがる市型地域学校協働活動ハンドブック」に掲載し、推進員が活用できるようにしている。

2 組織の様子



3 実際の協働活動の様子

- ・ 図書室図書電子整備作業（向陽小学校）

夏休み期間を利用し、図書をバーコードで読み取り貸出・返却ができるようにICタグの貼り付け及びシステムへの登録を実施。延べ73名が参加した。



ICタグ貼り付け作業

- ・ 縄文遺跡講座（柏中学校1・2年）

つがる市教育委員会学芸員を講師に招き、世界文化遺産に登録された市内の亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚について講演会を開催した。



縄文遺跡講座

4 成果と課題

地域学校協働活動推進員や学校関係者を対象とした研修会や意見交換会を設けて、各学校の取組状況について情報交換するとともに、学校と地域学校協働活動推進員の方がそれぞれ考える活動への取り組み方について協議した。学校側からは、地域学校協働活動推進員が精力的に活動してくれることで助かっているという声が多く寄せられた。

課題としては、ボランティアへの参加を募集してもなかなか人手を集めることが難しい状況であったため、情勢を見極めながら広く地域学校協働活動の取組を周知してより良い方向へ進めていきたい。

推進員にはそれぞれ得意分野があり、活動内容についても個性が出てくる。そのため、推進員がその長所を生かしながら、できる範囲で活動していただくように進めている。

意見交換会では、推進員の間で地域学校協働活動への取り組み方に対する考え方の差異も見られた。学校や地域、子どもたちのために活動したいという想いは皆さん同じであり、教育委員会として学校のニーズと推進員の活動できる範囲を見極め、調整していくことが必要と感じる。

【問合せ先：つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課 ☎0173-49-1200】

③ 十和田市	自治体（教育委員会）に 1つの本部を整備	十和田市基本データ 人口 約59.1千人(令和4年10月末現在) 小学校15校 中学校8校 教育委員会職員がコーディネートを務める。
---------------	-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

1 本部整備までの経緯（プロセス）

十和田市は、平成28年4月に大深内中学校区内の3校（洞内小、松陽小、大深内中）をモデル校にして、コミュニティ・スクールへの取組を開始した。県内初となる取組も市内全域へと広がり、令和4年度からは全小・中学校がコミュニティ・スクールとなっている。

各学校においては、地域の熱心な方々とのつながりの中で、様々な地域学校協働活動が行われている。十和田市教育委員会は、これまで築きあげてきた各学校と地域とのつながりを大切にするとともに、それらをさらに補完・補強するための体制として、令和4年4月に十和田市地域学校協働本部を設置した。

時 期	内 容
R3.4～5	他市町村の本部設置状況についての調査
6～8	本部設置の目的、地域学校協働活動を推進する体制の検討
9～10	学校訪問によるニーズ調査、市定例校長会で情報提供（調査結果）
11～12	活動に対応する各種保険の調査、申請書の整備
R4.1～2	本部事業に関する実施要綱の検討、市定例校長会で情報提供（令和4年度の取組内容）
3	小・中学校向けのリーフレット作成
4	十和田市地域学校協働本部を設置し事業を開始

2 組織の様子

(1) 本部の体制

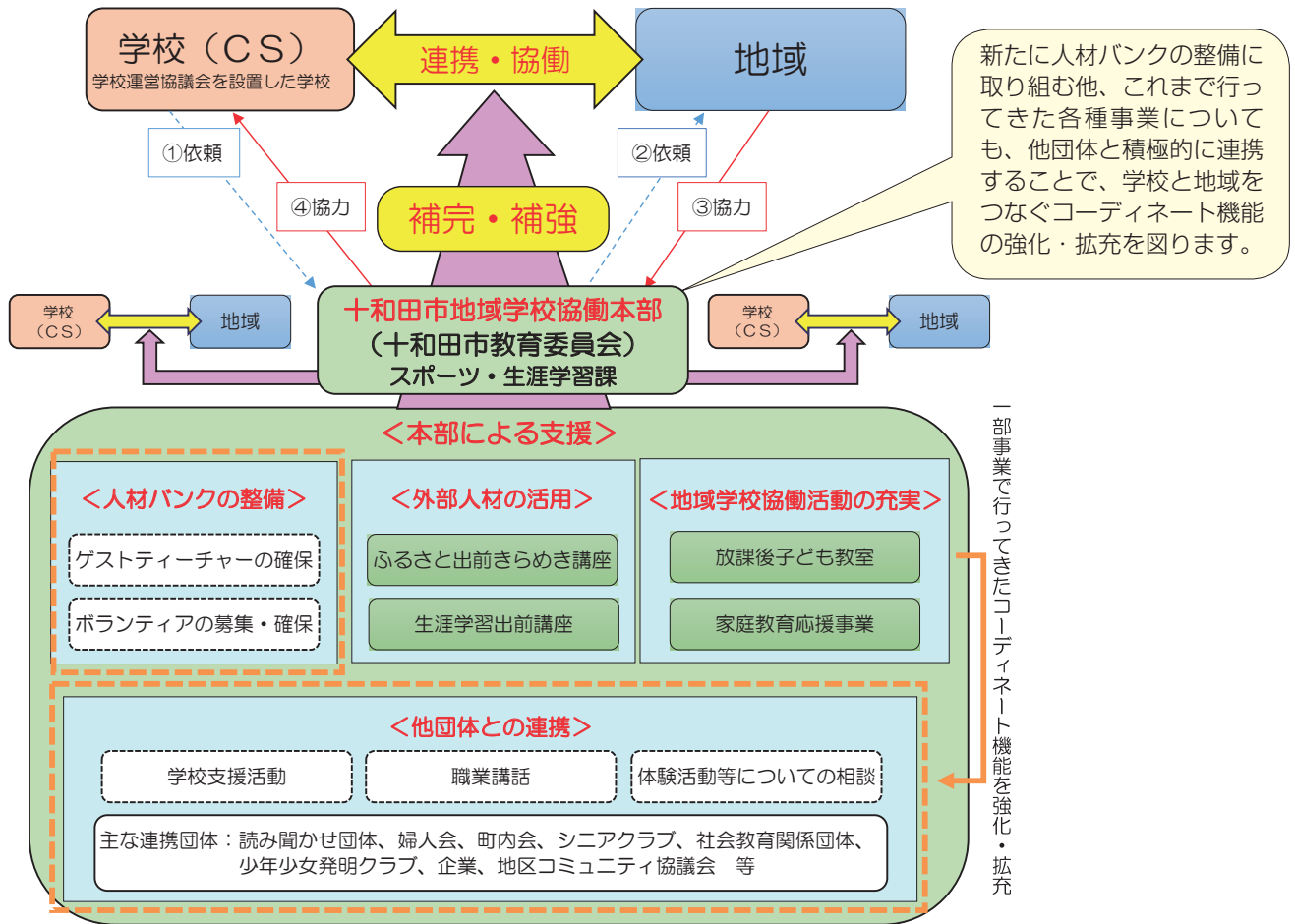
十和田市地域学校協働本部	
本部長	生涯学習主管部長
副本部長	生涯学習主管課長
本部員	教育委員会事務局の課長 (生涯学習主管課長を除く)

- 主な役割として、事業内容に関する方向性を決定します。
- 会議は必要に応じて本部長が招集し、副本部長が進行します。
- 本部の庶務は、生涯学習主管課において処理します。

(2) 本部の所掌事項

- 地域及びコミュニティ・スクールと連携した協働活動の推進に関すること。
- 地域住民やボランティア等の協働活動に関わる者の登録及び紹介等のコーディネートに関すること。
- 協働活動の広報及び普及啓発に関すること。
- 地域住民やボランティア等の協働活動に関わる者の資質向上及びネットワーク化に関すること。
- その他、地域学校協働活動の推進に必要な事項に関すること。

＜十和田市地域学校協働本部のイメージ＞



3 実際の協働活動の様子

令和4年度は、学校への調査で最もニーズが多かった「ゲストティーチャーの紹介」に取り組むこととした。

- ・「わがまち自慢のゲストティーチャーリスト」の作成

十和田市の魅力や郷土の歴史についてお話ができる方々、働くことの意味や自分らしく生きることの大切さについてお話ができる方々を中心とした「わがまち自慢のゲストティーチャーリスト」を作成し、市内の小・中学校へ配布した。

キャリア教育や郷土学習について学校からの依頼があった場合には、このリストをもとに紹介する。ゲストティーチャーリストは、今後も協力者を募り、充実させる予定である。



- ・授業や様々な教育活動への講師の紹介

学校からの要望によっては、教育委員会が窓口となっている「ふるさと出前きらめき講座(市役所職員が講師)」や「生涯学習出前講座(市内在住の様々な特技や資格をもつ方が講師)」

に登録されている方を紹介する場合もある。

ふるさと出前きらめき講座は75講座あり、小・中学校の授業で活用できる内容も多く含まれる。生涯学習出前講座は47講座あり、学校行事や特別活動等で活用できる内容もある。



文化祭に向けた演劇指導

・PTA研修会等への講師の紹介

教育委員会では、平成23年度から市内小・中学校の参観日やPTA研修会等へ講師を派遣する「家庭教育応援事業」を行ってきた。

これまで、多くの講師の方々にご協力いただき実施してきた事業のため、講話の内容や参加者の感想等もリスト化している。学校からの要望があった場合には、家庭教育応援事業で依頼した実績のある方を講師として紹介することも可能である。



PTA研修会での講話

4 成果と課題

【成果】・地域の実情に即した形での本部設置を進めてきたことにより、学校は地域とつくってきたこれまでの基盤や活動を継続しつつ、さらに必要とする支援を教育活動へと生かすことができる。

・教育委員会内に本部を設置したことで、学校関係者が出席する会議や研修会等の場を活用して、地域からの声や地域の活動についての情報を学校へ届けやすくなった。

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校にとっては社会に開かれた教育課程の実現につながる他、地域にとっては、活動に参加することでやりがいや生きがいづくりへつながる効果が見込まれる。

【課題】・令和4年度は、ゲストティーチャーの紹介から取組を開始したが、学校支援ボランティアや職場体験の受け入れ先紹介等、本部がコーディネートできる内容を充実させていくことがこれからの課題と捉えている。

【今後の展望】

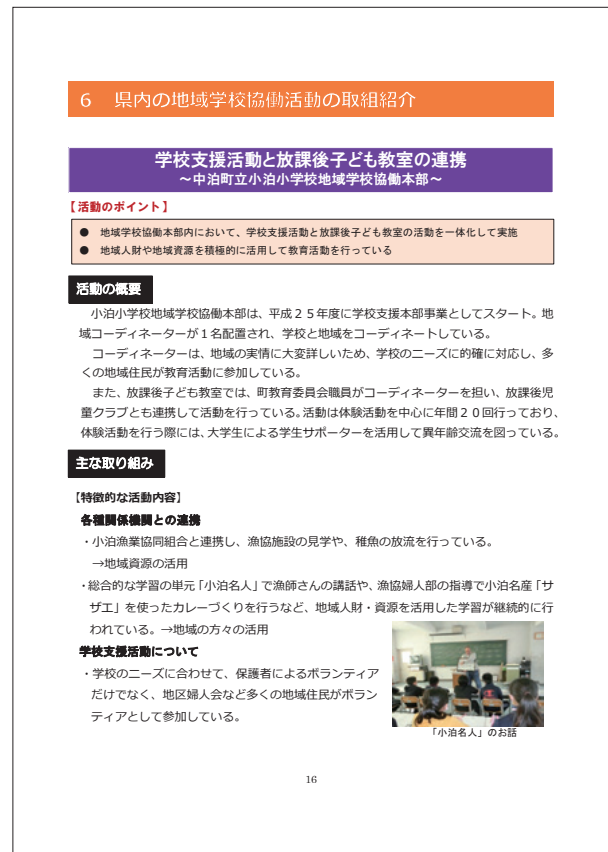
・十和田市地域学校協働本部でコーディネートした様々な活動は、市の広報やホームページ等で積極的に紹介していく予定である。地域学校協働活動を通して生まれたつながりを、地域の教育力の向上や活力あるまちづくりへもつなげていきたい。

【問合せ先：十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課 ☎0176-58-0186】

(3) 活動を継続してきた学校のその後

平成30年度に青森県教育委員会が発行したハンドブック『今がその時！ みんなでつくる地域学校協働活動～地域学校協働活動ハンドブック～』では、地域と学校が連携・協働する仕組みづくり、「地域学校協働本部」立ち上げのプロセス、地域学校協働活動推進員の役割等について掲載しているほか、県内の小・中学校における地域学校協働活動の取組や地域学校協働活動推進員の活動の様子についても紹介しています。

ここでは、平成30年度発行のハンドブックで紹介した4つの学校等について、前回掲載時からの組織や活動の変化、長年にわたり活動を継続してきたからこそ得られた成果や課題等を掲載しています。



『今がその時！ みんなでつくる地域学校協働活動～地域学校協働活動ハンドブック～』
<平成31年3月 青森県教育委員会>より

平成30年度発行のハンドブック『今がその時！ みんなでつくる地域学校協働活動～地域学校協働活動ハンドブック～』は、こちらのURLからダウンロード可能です。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shogai/chiiigakkoukyoudoukatudou_kankoubutsu.html

① 中泊町立小泊小学校

学校単位で本部を整備

小泊小学校
児童数 64人 学級数 8
(令和4年5月1日現在)

1 これまでの活動状況

本校では、平成25年度に学校支援地域本部事業として活動がスタートした。推進員は長年、同じ方が継続して担当している。教職員と推進員には信頼関係がしっかりと構築されており、推進員へ気兼ねなく活動を依頼することができる。

推進員から依頼を受けるボランティアの方々の顔ぶれも変わることなく、学校になじみのある方がお越しになるので、子どもたちも安心して支援を受けている。

2 実際の協働活動の様子

・絵本の読み聞かせ、語り部による昔話（全校）

地域の読み聞かせサークル「ほっとけーき」、「潮風おはなし会」による、絵本の読み聞かせや、語り部による昔話を年3回実施している。昔話の後には、折り紙のプレゼントがある。ボランティアスタッフの方も、子どもたちに会うことを楽しみにしている。

児童からは、「図書室にはない本も読んでくれて、とても楽しい」「自分で読むよりもお話が分かってうれしい」との声があがっており、好評を博している。



絵本の読み聞かせ



語り部による昔話

・メバルねぶた作りにチャレンジ（5年 総合）

地元の漁業を含めたまちおこしに関する総合的な学習の時間の一環として、本校卒業生である、津軽錦絵アーティストを招いてメバルねぶたを制作している。金魚ねぶたは有名だが、地元で水揚げされる「津軽海峡メバル」をモチーフにした「メバルねぶた」は地元の土産品として人気があり、子どもたちも喜んで取り組んでいる。



メバルねぶた作りの様子

・地域の歴史・文化を学ぶ（6年 総合）

現地に出かけて聞く地元の郷土史家の方からの専門的な説明は、とても貴重であった。子どもたちが普段何気なく見ているものに、次々と新しい価値が加えられていった。時間の経過とともに、子どもたちのふるさとに対する思いに深まりが感じられた。初めて知ったことや再発見したこと、もっと詳しく知りたくなったこと等、地域に対する興味と愛着が湧いてきている。



ボランティアの説明を熱心に聞く子どもたち

3 成果と課題

【成果】・日頃からボランティアスタッフがサポートする機会が多いので、子どもたちはスタッフがいることを普通に感じている様子である。ボランティアからのサポートを受けることを体験してきている子どもたちは、将来、自分がスタッフとなって子どもたちのサポートに当たることに抵抗なく、自然にできるものと期待がもてる。

【課題】・ボランティアスタッフの数が年々減ってきていること、新しいスタッフが見つからないことが課題となっている。また、本校は令和4年度から施設一体型の小・中学校となっており、小・中学校の9年間を見通しながら活動を展開していくことが今後の課題と考える。

4 関係者の声

推進員 ・子どもたちが地域住民と顔見知りとなり、地域の人にあいさつする子どもが増えています。

教職員 ・子どもたちの感想や学習のまとめからは、地域のよさへの気づきや、さらに調べたいことが出てくる等、地域への興味が増していることがうかがえます。また、この地で働く人への尊敬と、小泊の豊かな自然への感謝や、環境を大切にしようとする意識も高まっていることも伝わってきます。地域の人とのつながりが増え、ふるさと小泊を好きになるとともに、ふるさとを誇りに思う児童が増えていると感じます。

地域住民 ・ボランティアとして学校に来ることが楽しく、活動することに喜びを感じています。

② 三沢市立古間木小学校

自治体（教育委員会）に
1つの本部を整備

古間木小学校
児童数 112人 学級数 8
(令和4年5月1日現在)

1 これまでの活動状況

三沢市では平成29年9月に地域学校協働本部がスタートし、これを契機に本校でも地域学校協働活動の一層の充実が図られてきた。

近年は新型コロナウイルスの影響により、活動規模の縮小や中止を余儀なくされることもあった。しかし、地域の方からの励ましもあり、ボランティアの活動を絶やさないように「できることを、できる人で、できる時に」やろうと活動を続けてきた。

学区探検や水泳教室、ミシンや裁縫の実習等は、可能な限り感染対策を取りながら実施したが、家庭科の調理実習等、飲食を伴うものは止むを得ず中止とした。一方、閉塞感を打破し、子どもたちを元気にしようと、コロナ禍の中で増やした活動もある。夏休みの宿題のお手伝いを目的とする「ふるまぎゼミナール」である。

初年度は、習字の課題作品のお手伝いということで、地域から習字の講師を招いて始めた。翌年はさらに絵画を教えてくださいとの方が見つかり、ご夫婦で絵画の指導をしていただくこととなった。実施した結果、保護者や児童から大好評であった。今後も活動のさらなる充実をめざそうと、コーディネーターと学校とで検討中である。

既存の活動にとらわれず、物事をポジティブにとらえ、子どもたちが成長する上で必要な活動はなにかを考え、活動を充実させたい。

2 実際の協働活動の様子

・ふるまぎゼミナール

夏休み子どもたちの課題を支援することをねらいに、地域人財を講師に招いて始めた。初年度は習字教室を、翌年には絵画教室もあわせて実施した。



習字教室の様子



絵画教室の様子

・図書室壁面装飾

毎年続けている図書室装飾ボランティア。季節や行事に合わせてデザインを変える。



夏バージョンへの変更



壁面装飾に合わせた本の紹介

3 成果と課題

【成果】・子どもたちはこれまで、多くのボランティアの方にお世話になっている。たくさんの方が講師や学習支援者として来校いただいた。できなかったことができるようになったり、分からなかったことが分かるようになったりした子どもの喜びや感謝の気持ちに、ボランティアの方も喜びや楽しさを感じ、また一緒に何かをやりたいという相乗効果を生んでいるように思える。

【課題】・卒業生から「いつも図書室の壁面が季節に合わせてきれいに飾られているのは気づいていたが、ボランティアの方がやってくださっていたのは知らなかった。大人になってから知り、改めて感謝の気持ちをもった。」という話があった。将来子どもたちが、より学校や地域に愛着をもち、貢献してくれる人に育ってほしいという願いを考えると、伝えるべき学校や地域のよさは何か、またそれをどのように伝えていけばよいのか、ねらいを明確にして取り組むことが課題である。

4 関係者の声

推進員 ・子どもや先生方の笑顔、そして感謝の言葉がとてもうれしく、また頑張ろうという気持ちになります。

教職員 ・水泳教室では、個別対応していただき、安全に学習できました。水を怖がる子どもも少しずつ水になれ、水を楽しめるようになっていきます。
・家庭科では、全員が決められた時間でナップサックを仕上げることができました。子どもたちは満足そうでした。

地域住民 ・コロナ禍でなかなか協力できずにいますが、いつでも声をかけてほしいと思っています。声がかかったら自ら進んでやれることをやります。

地域学校協働活動推進員からのメッセージ

これから活動を始めようとする皆さんに伝えたいのは、コーディネートの仕事は、複数人で分担し、相談できるようにすることが大切だということです。複数で運営するためには、コーディネートの仕事に興味を持てただかなくてはなりません。地域や保護者の皆さんに活動を広く知ってもらう手段や方法を用意し、活動のやりがいや楽しさを伝えていくことが大切だと思います。



裁縫ボランティア



ボランティア交流会
(コロナ流行前)

③ 八戸市立柏崎小学校

学校単位で本部を整備

柏崎小学校
児童数 302人 学級数 22
(令和4年5月1日現在)

1 これまでの活動状況

本校は、平成20年度から2年間、市教育委員会より「地域密着型教育推進事業モデル校」の指定を受け、以来、家庭や地域と共にある信頼される学校づくりを目指し取り組んできた。その中心となるのが、地域の代表、保護者、学校代表で組織している地域学校連携協議会であり、地域密着型教育における取組計画や内容について協議している。

前回掲載時から取組計画や内容に大きな変更点はないが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を受けてやむを得ず中止・延期した取組や、内容を見直し、感染対策を十分に行った上で実施した取組がある。「できる時に、できることを」を合言葉として、今後も取り組んでいきたい。

平成30年度から1名の推進員（八戸市では「地域密着型コーディネーター」と称する）の入れ替わりが行われた。前任者の退職時、後任について、他2名のコーディネーターやPTA活動に関わる関係者、校長、教頭に相談し、本校のPTA活動を熱心に取り組んでいた方を推薦した。

広く声をかけて募集するのではなく、コーディネーターとして責任をもって取り組んでくださる方に声かけをしている。

2 実際の協働活動の様子

(1) 感染拡大防止対策を受けて実施方法を工夫した取組

①参加人数を制限して実施（参加学年の限定）

- ・公民館講座
公民館と連携して学ぶ場の設定
- ・夏休み学習会
高校生による児童への学習支援

②感染状況が落ち着いているときに回数を調整して実施

- ・朝の読み聞かせ
- ・図書ボランティア
- ・校外子ども会
- ・家庭科のミシンボランティア

(2) 感染状況や参加者の健康状態を考慮して中止した取組

- ・柏崎地区区民運動会
- ・老人クラブとの交流会



公民館講座



夏休み学習会

3 成果と課題

【成果】・地域学校連携協議会で、本校の学校目標実現に向けた具体的な取組を地域住民や保護者に説明し、そこで頂いた意見を学校運営に反映させることができた。また、学校側が知らない情報や地域からの要望等を共有することができた。

・自然災害や事件、不審者情報等、不測の事態の際の交通安全協会、安全パトロール協議会、防犯協会、連合町内会による見守り、また、PTAの交通安全委員会、生活指導委員会による定期的な見守りにより、子どもたちの安全確保につながった。

・コーディネーターが、読み聞かせ、図書、学習支援等の各種ボランティアの募集、連絡調整を行い、保護者、地域によるボランティア活動を支える中心となっている。

【課題】・小・中学校の地域学校連携協議会委員を中学校区で兼任している場合があり、小・中学校が連携して地域密着型教育を推進することが必要。

・新型コロナウイルス感染症対策のため、地域の方と関わる機会が減少した。

4 関係者の声

推進員 ・各校の学校行事や地域行事、ボランティア情報等を共有する等、コーディネーター同士の情報交換を大切にしている。

・中学校区での小中連携を大切にしている。小・中学校のコーディネーター同士も連携する場面が多く、情報交換を密にするよう日々努めている。

教職員 ・3名のコーディネーターが、学習支援ボランティアや図書ボランティア等、保護者や地域住民との連絡調整役となっている。教職員の負担軽減、教育活動の質の向上につながり大変助かっている。

地域住民 ○地域学校連携協議会では、以下の話題が出された。

・中学校と連携したノーメディアの取組を就学前施設でも参考にしたい。

・感染症対策を講じながらの取組に感謝している。工夫して実施できたことを次に生かしてほしい。

・人との関わりが減少する中、子どもたちの心への影響が心配である。

・コロナ禍で様々なきずなが薄れていく傾向にあり、逆に強くする学校の取組が必要に思う。

・公共心を子どもたちへ教えることに賛成である。しかし、大人の公共心の低下も課題に感じる。家庭の教育力・親の規範意識が心配である。

④ 青森市浦町中学校区 地域学校協働本部	中学校区に本部を整備	浦町中学校区 1 中学校（浦町中） 4 小学校（堤小、葭町小、橋本小、浦町小）
---------------------------------	------------	------------------------------------------------------

1 これまでの活動状況

- ・平成31年4月、市内全19中学校区に学校支援地域本部が整備され、全小・中学校に学校支援コーディネーターが配置。また、4中学校区に学校運営協議会を設置。
- ・令和2年4月、「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」に移行。
- ・浦町小学校の学校支援コーディネーターが浦町中学校区学校運営協議会のCSディレクター（学校運営協議会の運営に係る業務や学校と地域をつなぐ総合的な調整役）に委嘱されたことに伴い、新たにボランティアのリーダーとして活動していた方が浦町小学校の地域学校協働活動推進員に委嘱された。
- ・高校生・大学生や地域団体、NPO、中学校に新設された「おやじの会」等との新しいつながりにより、活動が活性化。
- ・ボランティア募集や連絡方法は、SNSやメール連絡網サービスを活用。
- ・子どもが学校を卒業しても、保護者がボランティアを継続。

2 実際の協働活動の様子

- ・世代間交流の場「みんなの学校」

自分たちが住むこれからの「まちづくり」について、小学生、中学生、大学生、地域住民が意見交換し、具体的な地域課題解決のアイデアを発表した。



「みんなの学校」
世代間交流グループワーク

- ・地域とつながる「ほっとカフェ」

地域住民と保護者が懇談しながら親睦を深めることを目的に、学校を交流拠点としたつながりづくりの場を提供。小学校ではコミュニティルームを、中学校では図書室を会場とし、参観日に合わせた開催や月1回の定期開催等、各校の状況に応じて実施している。

「ほっとカフェ」の様子



浦町中学校



浦町小学校



橋本小学校

3 成果と課題

【成果】・登下校見守り活動の継続による新たな地域コミュニティのつながり

(ボランティアが見守りの活動場所にいないと小学生が心配するほど、活動が根付いている。小学1年生から見守ってきた子が現在は高校生になり、長年見守り活動をしているボランティアとは家族のような間柄となっている。)

- ・地域住民の生活の張り合いと自己有用感
- ・担当教職員が転勤しても活動が継続(地域ボランティアの自主性の深まり)
- ・中学校区内の各校推進員の情報共有による事業企画力のスキルアップ(活動内容や講師、ボランティアリストの共有による、活動の幅の広がり)



浦町中学校

ボランティアによる英検2次試験面接練習

【課題】・高齢化によるボランティアの減少と固定化

- ・地域住民や保護者が参加したくなる、参加しやすくなる工夫
- ・コロナ禍での各校の対応の違いによる推進員やボランティアの活動意欲の維持
- ・地域住民が遠慮や気兼ねなく学校に協力できる体制の構築

4 関係者の声

推進員 ・コロナ禍でも、子どもたちの安全確保への協力は大いに助かった。
・ボランティアが減少している。何とか新たな方を見つけたい。

教職員 ・前任校では活動したことがない内容を地域の方が毎日行ってくださり、大変助かったし、こういう事もできると知った。
・図書活動は、ボランティアの方々がいないと成り立たない。子どもたちが目にして読みたくなるような壁面装飾も季節ごとに工夫していて、貸出冊数も増えている。

地域住民 ・今まで小・中学校でボランティアをしてきた。子どもが卒業してしまっただが、地域住民として継続できることは嬉しい。コロナ禍で家にいることが多かったが、参加できて良かった。
・日課となる活動は、生活の一部になっていて、メリハリがあり楽しい。
・小学校での清掃活動をきっかけに私の顔を覚えてくれて、中学生になってからも下校時にペコッと挨拶をしてくれる。

4 参考資料・様式集

・地域学校協働活動を充実させる工夫例

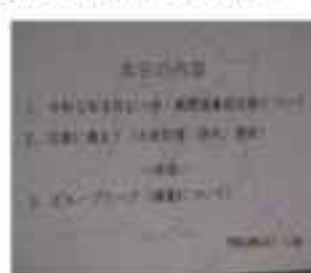
むつ市教育委員会・生涯学習課

地域学校協働本部です！

むつ市教育委員会・生涯学習課内に設置、昨年度より活動している「むつ市・地域学校協働本部」です。学校支援活動（学校ボランティア）や、社会教育関連団体及び地域住民と連携しての、地域づくりを主体として取り組んでいます。

8月31日（水）みどりのさきもり館において、今年度第二回目となる地域講座・なるほどカフェ「災害について・地域防災を考えよう！」を開催しました。前回同様に地域の各団体から参加をいただき、活発な意見交換もでき、とても意義のある中身の濃い講座の開催となりました。協働本部スタッフも日々スキルアップし研鑽を重ねるべく、研修会に参加しました。

＊8月31日（水）みどりのさきもり館において＜災害について＞を開催しました＊



「なるほどカフェ」は、お茶を飲みながら気軽に学べる学習会です。休憩時間も和気あいあい



今回は、市の防災安全課に講義を担当していただき、実際むつ市内で発生した大規模自然災害についての現状や、各地区の危険災害警戒区域についてなど、すぐにでも役立つ知識を得ることができ、参加者全員が、積極的に意見交換をする場面もみられ、防災意識を高めていくためにも、本当に良い機会となりました。

私たち「地域学校協働本部」は、これからも地域・行政・学校がともに「顔の見える関係づくり」の構築と、地域と連携・協働できる関係作りの役割を担っていきます！

むつ市教育委員会生涯学習課内 地域学校協働本部

総括コーディネーター

☎22-1111(内線3143)

地域学校協働本部の活動の保護者向け周知文書（むつ市）

ボランティアのみなさま

いつもお世話になっています。

今年度はコロナ予防対策を依頼されても活動できなかった作業もありましたが、みなさまのおかげで無事におこなうことができました。作業としては図書ボランティア、調理台、調理器具清掃などいろいろと、どの作業をとっても関わった先生方からは感謝の言葉が送られていました。ほんとうにありがとうございました。みなさまと一緒に活動できたことを嬉しく思います。

令和4年度も、せみ子と私たちのために無理なく、できることを、できる時に十分です。よろしくお願ひします。

今回は全校に西に参る前にホウチキの宛に返事をいただきたく寺紙を書きました。承諾書と同封いたしますので登録していただける方はおまじりに入れて児童に持たせてくれると助かります。なので登録前までにはお返事の方をよろしくお願ひします。お返事の方をよろしくお願ひします。

お手数をわけてすみませんが、また一층に活動ができることを願ひます。

地域学校協働活動推進員

いつもお世話になつています。

昨年度今年度と二年続けて地域学校協働活動ボランティアに登録していただきありがとうございます。

また昨年同様、コロナ感染症という厳しい状況、仕事をされて忙しい中、手縫いの手紙、図書ボランティア、調理台、調理器具の清掃に参加していただき感謝しています。

今年度も、にはとも助けられました。特に調理台、調理器具の清掃ではボランティアが二人だけの参加となったにもかかわらず笑顔で接してくいただき元気をもらいました。感謝してもきれないです。ありがとうございました。

令和4年度もぜひ一層に活動したいと思ひますので登録お待ちしています。

地域学校協働活動推進員

推進員によるボランティア継続依頼の手紙（鶴田町）



地域学校協働活動推進員手づくりの掲示物（鶴田町）

地域学校協働活動推進員が、その日の活動内容を来校者・職員玄関に掲示しています。これにより、ボランティアの方が学校へ入りやすくなるとともに、先生方に対する活動のPRにもなっています。

・むつ市地域学校協働本部設置要綱

むつ市では、地域学校協働本部設置要綱が地域学校協働活動推進員設置要綱を兼ねる形で制定しています。

むつ市地域学校協働本部設置要綱

令和3年3月26日
教育委員会訓令甲第3号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に基づき、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進することを目的として、むつ市地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協働本部は、地域及び学校の特色又は実情を踏まえ、地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を円滑、かつ、効果的に推進する活動を行う。

2 協働本部は、むつ市新・放課後子どもプラン推進計画を踏まえ、放課後子ども教室の充実と福祉部局との連携の強化を図る。

(協働本部の構成)

第3条 協働本部は、運営委員会、統括的地域学校協働活動推進員（以下「統括的推進員」という。）、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）、地域学校協働活動支援員（以下「支援員」という。）、協働活動サポーター（以下「サポーター」という。）、学習支援員をもって構成する。

2 前項に規定する者のうち、統括的推進員、推進員、支援員、サポーター、学習支援員については、これまでの経緯や地域の特色を踏まえた人員を配置する。

3 協働本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が所管する。

(所掌事務)

第4条 協働本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 協働活動に関するビジョンの明確化及び計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域の協力者等の人材確保に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 統括的推進員、推進員、支援員、サポーター及び学習支援員の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
- (6) 放課後児童クラブ及び福祉部局との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項。

(運営委員会)

第5条 運営委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 地域学校協働活動推進員
- (2) 地域の企業、NPO関係者
- (3) 学校関係者

- (4) 社会教育関係者
 - (5) 教育部局職員
 - (6) 福祉部局職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当であると認める者。
- 2 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。
- 5 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(統括的地域学校協働活動推進員)

第6条 統括的推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 複数の推進員との連絡調整及び推進員間の情報共有に関すること。
- (2) 推進員活動研修及び養成に関すること。
- (3) 協働活動の推進に関すること。

(地域学校協働活動推進員)

第7条 推進員は、協働活動に関する事項について、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民に対する支援を行う。

2 推進員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 活動対象学校の支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。
- (3) 支援員、サポーター及び学習支援員との連絡調整に関すること。
- (4) 協働活動の啓発及び普及に関すること。
- (5) 放課後子ども教室のコーディネートに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

(地域学校協働活動支援員)

第8条 支援員は、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、推進員の活動を補佐する。

(協働活動サポーター)

第9条 サポーターは、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民による協働活動や放課後子ども教室における児童の活動を支援する。

(学習支援員)

第10条 学習支援員は、地域の人材やICTの活用等による学習内容に対し特別な知識や経験を有する者で、サポーターでは行うことのできない活動を支援する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は会議において定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

・ 鶴田町地域学校協働本部設置要綱、鶴田町地域学校協働活動推進員設置要綱

鶴田町では、地域学校協働本部設置要綱と地域学校協働活動推進員設置要綱のそれぞれを制定しています。

鶴田町地域学校協働本部設置要綱

令和3年3月23日
教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 地域と学校が連携及び協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進し、子どもたちの夢に向かって生き抜く力及び学力を育むことを目的として、鶴田町地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を置く。

(事業内容)

第2条 協働本部は、地域学校協働活動の在り方について、次に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 地域学校協働活動の企画及び推進
- (2) 地域学校協働活動ボランティアの養成及び活動の充実
- (3) 地域学校協働活動推進員の活動支援
- (4) 地域学校協働活動推進事業の広報活動
- (5) 学校応援団人材バンクの整備
- (6) 学校運営協議会（以下「コミュニティ・スクール」という。）への参画
- (7) 協働本部事業の評価
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める事項

(協働本部の構成)

第3条 協働本部は、運営委員会、地域学校協働活動推進員及び地域学校協働活動ボランティアをもって構成する。

(運営委員会)

第4条 運営委員会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから鶴田町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 鶴田町立小学校及び中学校の教頭又は地域連携担当教員
- (2) 社会教育関係者
- (3) P T A 関係者
- (4) 地域、ボランティア等関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

2 運営委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(地域学校協働活動推進員)

第5条 地域学校協働活動推進員は、PTA経験者並びに学校と地域の現状を理解している者のうちから、教育長が委嘱する。

2 地域学校協働活動推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 活動支援のニーズの把握及び支援活動に関すること。
- (2) 地域学校協働活動ボランティアと学校との連絡調整に関すること。
- (3) 学校応援団人材バンク、企業、団体及び個人に対するボランティア活動の要請に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

(地域学校協働活動ボランティア)

第6条 地域学校協働活動ボランティアは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学習支援活動に関すること。
- (2) 校内環境整備の支援に関すること。
- (3) 学校行事の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援要請に応じ、協働本部が必要と認める活動に関すること。

(守秘義務)

第7条 協働本部の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導、助言及び庶務)

第8条 鶴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協働本部に対し運営状況等について、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 協働本部の事務局を教育委員会社会教育班に置き、事業の庶務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

鶴田町地域学校協働活動推進員設置要綱

令和2年4月1日
教育委員会告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第9条の7第1項に基づき鶴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、鶴田町立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び任用)

第5条 推進員の任用は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任用期間及び任用の解除)

第6条 推進員の任用期間は、任用を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任用は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても任用を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 関係する協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(報酬その他経費等)

第11条 推進員の報酬、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

・地域学校協働活動推進員推薦書（鶴田町）

令和 年度 鶴田町地域学校協働活動推進員 推薦書

令和 年 月 日

鶴田町教育委員会 殿

鶴田町立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 〇 〇

下記の者を、令和〇年度鶴田町地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生
自宅住所	〒 ー 北津軽郡鶴田町大字〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号	
推薦の理由	

・地域学校協働活動推進員活動日誌（鶴田町）

日時	令和 年 月 日	曜日	時 分から 時 分まで
	報告者	地域学校協働活動推進員 〇〇 〇〇	印
業務内容			
	開設場所	休憩時間	

・ボランティア募集チラシ（平内町）



地域学校

協働活動

ボランティア募集中

地域学校協働活動は「学校が必要とする活動」と「地域の力」をマッチングして、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みです
あなたの知識や経験、時間を活かし、
町内の小中学校で一緒に子どもたちを育ててみませんか？

対象 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、
団体・機関等幅広い地域住民等

募集期間 通年

申込方法 チラシの裏面の申込書により、窓口、郵送、Fax、電子メールにてお申し込みください。申込書はHPからもダウンロードできます。

●申込先・問合せ先●

平内町地域学校協働本部（平内町教育委員会 生涯学習課）

〒039-3321 平内町大字小湊字下槻12-1

Tel 017-755-2565 Fax017-755-2078



・ボランティア登録票（平内町）

様式 1

ボランティア登録票

ふりがな 氏名	登録日		年 月 日 ()	
	性別			
生年月日	西暦	年	月	日 (歳)
住所	〒 - -		学区	西地区・小湊地区・東地区
電話番号	自宅	-	-	
	携帯電話	-	-	
FAX	- -			
支援可能な学校	(□にし点を記入してください)			
	<input type="checkbox"/> 山口小学校 <input type="checkbox"/> 小湊小学校 <input type="checkbox"/> 東小学校 <input type="checkbox"/> 西平内中学校 <input type="checkbox"/> 小湊中学校 <input type="checkbox"/> 東平内中学校			
希望日時	(□にし点を記入してください)			
	曜日： <input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 時間帯： <input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後			
その他 要望等				

ボランティアの方々に安心して活動してもらうためには、ボランティア保険に加入することが重要です。補償内容、補償の範囲、保険料、加入時のボランティア名簿の要不要等、保険の種類は数多くあります。

・活動依頼書、活動連絡書（平内町）

地域学校協働活動依頼書

記入日 令和 年 月 日 ()
記入者

学校名			
依頼事項			
活動場所			
集合場所 集合時間			
解散場所 解散時間			
駐車場			
活動日時	令和 年 月 日 (曜日)	校時	時 分 ~ 時 分
対象 (学年等)		担当	先生
依頼内容 詳細等			
ボランティア	名		

提出先：担当→地域連携担当教員→教育委員会生涯学習課

地域学校協働活動連絡書

令和 年 月 日 ()

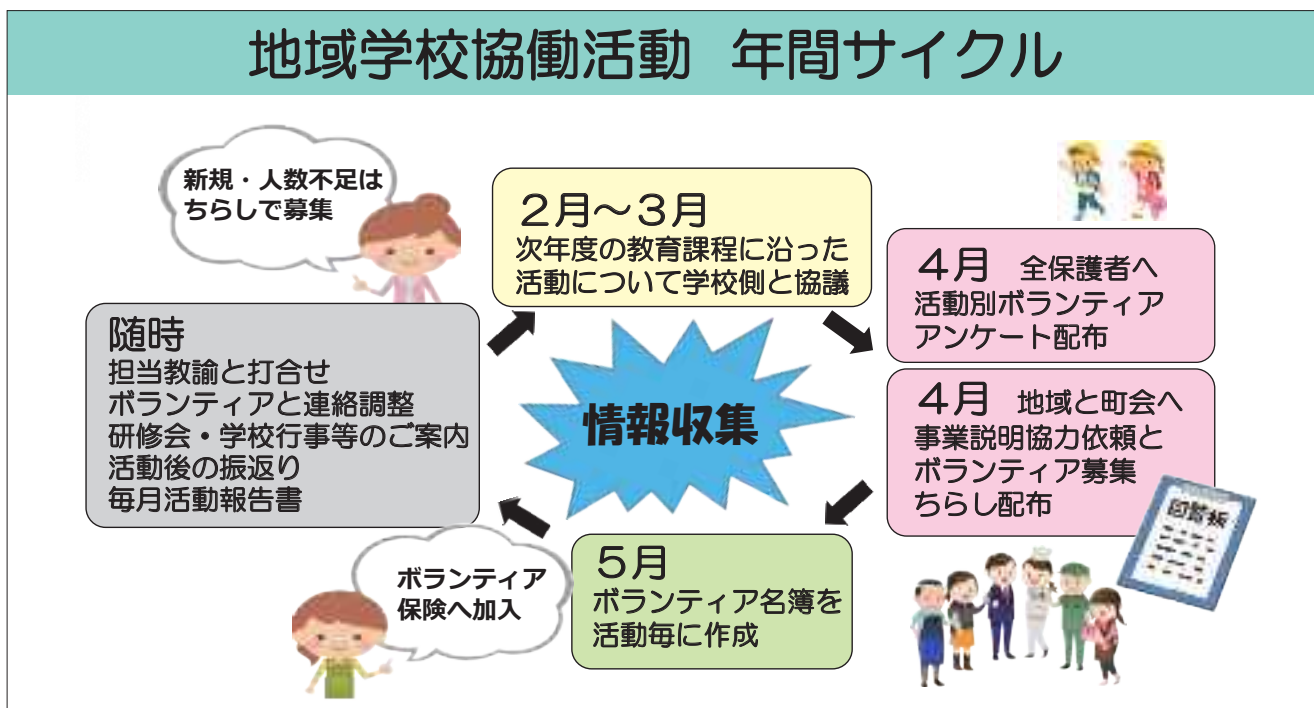
活動名

下記のとおり、決まりましたので当日よろしくお願いします。

学校名			
活動場所			
集合場所 集合時間			
解散場所 解散時間			
駐車場			
活動日時	令和 年 月 日 ()	校時	: ~ :
打合せ	無・有一時間：令和 年 月 日 () : ~ (分程度) 場所： 学校 室		
対象			
内容			
ボラン ティア			
備考			

地域学校協働活動本部 推進員 △△
Tel 017-755-2565

・地域学校協働活動の年間サイクル紹介資料（青森市立浦町小学校）



・青森県教育支援プラットフォーム「我が社は学校教育サポーター」（青森県総合社会教育センター）

子どもたちのキャリア教育を支援します 我が社は**学校教育サポーター**です

こんなときにご利用ください

- 地元で活躍されている企業の方をゲストティーチャーとして探している。
- 子どもたちの職場見学やインターンシップの受け入れ先を探している。

そんな時、「我が社は学校教育サポーター」の登録企業リストをご覧ください。教育支援プラットフォームは子どもたちのキャリア教育を応援します。

職場見学、職場体験の受け入れをします。

仕事についての講話ができます。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
先生方(学校関係者)へ
登録企業等は、子どもたちへのキャリア教育のために、出前授業、職場見学、職場体験に協力します。

※ 依頼方法は簡単。裏面をご覧ください。

専門的な知識を生かした出前授業ができます。

社会人になるためのマナー指導ができます。

体験活動の指導や協力ができます。

私たちが学校と企業とを結びます **詳しくは** **我が社は学校教育サポーター** 検索

青森県総合社会教育センター
〒030-0111 青森市荒川字藤戸119-7
電話 017-739-1270 FAX 017-739-1279
E-mail E-SHAKYO@pref.aomori.lg.jp

青森県総合社会教育センターでは、学校でのキャリア教育（出前授業、職場見学、職場体験）を支援しています。

「地元で活躍されている企業等の方をゲストティーチャーとしてお招きしたい」、「子どもたちの職場見学やインターンシップの受け入れ先を探さなくてはならない」。

そんな時、青森県教育支援プラットフォーム「我が社は学校教育サポーター」の登録企業等リストをご覧ください。教育支援プラットフォームは子どもたちのキャリア教育を応援する仕組みです。

「我が社は学校教育サポーター」登録企業等数は、R4.8.19現在で798社です。

詳細は、「我が社は学校教育サポーター」で検索ください。

【参考・引用文献】

これからの学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（令和2年）	文部科学省
地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来（令和元年）	文部科学省
地域学校協働活動ハンドブック（平成30年）	文部科学省
地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引（平成30年）	文部科学省
地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引（平成29年）	文部科学省
今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動 ～地域学校協働活動ハンドブック～（平成31年）	青森県教育委員会

◆本書は学校と地域の連携・協働事例ハンドブック作成委員会の意見を踏まえて作成されたものです。

学校と地域の連携・協働事例ハンドブック作成委員会

委員長	国立大学法人弘前大学教育学部	准教授	越村 康英
副委員長	青森市立荻町小学校	校長	中村 健
	青森市浦町中学校区学校運営協議会	CSディレクター	工藤知久子
	むつ市教育委員会 生涯学習課	主任主査	吉田 隆行
	黒石市教育委員会 社会教育課	主幹兼地域支援係長	村上 直嗣
	鶴田町教育委員会 社会教育班	班長	秋庭 誠一
	おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課	主幹	橋本 拓也

(敬称略、順不同)

◆資料提供・協力

むつ市教育委員会	黒石市教育委員会	鶴田町教育委員会
風間浦村教育委員会	平内町教育委員会	つがる市教育委員会
十和田市教育委員会	中泊町立小泊小学校	三沢市立古間木小学校
八戸市立柏崎小学校	青森市浦町中学校区地域学校協働本部	

つながろう！ ひろげよう！
みんなでつくる地域学校協働活動
地域学校協働活動ハンドブック実践編

編集・発行
青森県教育庁生涯学習課
青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9890
令和5年1月発行

